

# 第3期高根沢町障害者元気プラン

～人にやさしいまちづくりから人がやさしいまちづくりへ～



平成28年3月  
栃木県 高根沢町



# 目 次

第1章 プランの策定にあたって.....	1
1 プラン策定の趣旨.....	3
2 プランの位置づけと計画期間.....	4
(1) 位置づけ.....	4
(2) 計画期間.....	4
3 策定体制.....	5
(1) 策定委員会.....	5
(2) アンケート調査.....	5
(3) パブリックコメント.....	5
第2章 高根沢町の障害者を取り巻く現状.....	7
1 人口と世帯の状況.....	9
2 障害者の状況.....	10
(1) 障害者数の推移.....	10
(2) 身体障害者の状況.....	10
(3) 知的障害者の状況.....	12
(4) 精神障害者の状況.....	13
(5) その他の障害等の状況.....	14
3 教育・保育の状況.....	16
(1) 小学校.....	16
(2) 中学校.....	16
(3) 保育施設等.....	17
4 雇用・就労の状況.....	18
(1) 障害者の雇用状況.....	18
(2) 障害者の就労状況.....	19
5 障害者の暮らし・施策に対する要望等.....	20
(1) 現在の住まいと将来希望する暮らし方.....	20
(2) 町の施策に対する要望.....	21
6 障害者の福祉サービスの現状.....	22
(1) 日常生活の支援.....	22
(2) 医療費の助成.....	24
(3) 手当・給付金等.....	24
第3章 プランの基本的考え方.....	25
1 町の目指すべき方向とプランの基本理念.....	27
(1) 町を目指すべき方向.....	27
(2) 基本理念.....	28
2 プランの基本目標.....	29
3 プランの体系.....	30

<b>第4章 障害者支援施策</b> .....	<b>31</b>
<b>基本目標1 安心して生活するために</b> .....	<b>33</b>
<現状と課題>.....	33
<施策の展開>.....	37
施策1 相談支援と福祉サービスの充実.....	37
施策2 虐待防止と権利擁護の推進.....	39
施策3 防災・防犯対策の推進.....	40
<b>基本目標2 心身ともに健康で暮らすために</b> .....	<b>42</b>
<現状と課題>.....	42
<施策の展開>.....	45
施策1 障害の発生予防と早期対応の推進.....	45
施策2 医療リハビリテーションの充実.....	46
<b>基本目標3 健やかに成長するために</b> .....	<b>47</b>
<現状と課題>.....	47
<施策の展開>.....	49
施策1 早期療育体制の整備.....	49
施策2 障害児に対する教育の充実.....	50
<b>基本目標4 いきいきと楽しく暮らすために</b> .....	<b>51</b>
<現状と課題>.....	51
<施策の展開>.....	54
施策1 就労と雇用の促進.....	54
施策2 社会参加と地域交流の促進.....	55
<b>基本目標5 社会のバリアを取り除くために</b> .....	<b>56</b>
<現状と課題>.....	56
<施策の展開>.....	61
施策1 物理的バリアの解消.....	61
施策2 心のバリアの解消と共助の促進.....	62
施策3 情報アクセシビリティの向上と行政上の配慮.....	64
<b>第5章 プランの推進に向けて</b> .....	<b>65</b>
1 周知・広報.....	67
2 推進体制.....	67
(1) 市民の理解と参画の促進.....	67
(2) 庁内関係部局との連携.....	67
(3) 関係機関との連携強化.....	67
3 進行管理.....	68
(1) 施策・事業の点検と改善.....	68
(2) プランの評価と見直し.....	68
<b>資料編</b> .....	<b>69</b>
1 高根沢町障害者自立支援協議会設置要綱.....	71
2 高根沢町障害者自立支援協議会委員名簿.....	73
3 高根沢町障害福祉計画 第4期計画（平成27～29年度）.....	74
4 町内の事業所.....	81
5 地域生活支援事業の委託事業所.....	82



第 1 章

プランの策定にあたって



# 1 プラン策定の趣旨

## ▶障害者支援をめぐる近年の国の動き

障害者権利条約は、平成 18 年（2006 年）に採択された障害者に関する初めての国際条約です。条約では、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。

平成 20 年（2008 年）に正式に発効したことを受け、わが国ではその締結に向けた国内の障害者に係る法と制度の整備・改革を集中的に進めました。一連の改革の成果として、障害者基本法の改正（平成 23 年 8 月）、障害者総合支援法の成立（平成 24 年 6 月）、障害者差別解消法の成立および障害者雇用促進法の改正（平成 25 年 6 月）など、国内の障害者制度全般について充実が図られました。

このような状況の進展を踏まえて国会では条約締結が承認される運びとなり、それを受けて平成 26 年 1 月 20 日、障害者権利条約の批准書を国連に寄託し、日本は 140 番目の締約国となりました。

## ▶高根沢町における「障害者元気プラン」の見直し

本町では、平成 23 年 3 月に従来の計画を見直し、町の障害者施策等の全般的な指針を定める基本計画「第 2 期高根沢町障害者元気プラン」を策定しました。その後、平成 24 年 3 月、平成 27 年 3 月にはサービス実施計画である福祉計画の見直しを行うとともに、他の個別計画との調整を行いながら障害者が暮らしやすい環境づくりに向けた施策を展開してきました。

この度、本町においては現行計画の期間満了を迎えるあたり、前述の国の動向やこれまでの町の取り組みの成果を踏まえ、新たな「第 3 期高根沢町障害者元気プラン」を策定するものです。障害者施策に係る基本的な理念や目標を再確認するとともに、障害者を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズに対応すべく障害者施策等の全般的な見直しを図ります。

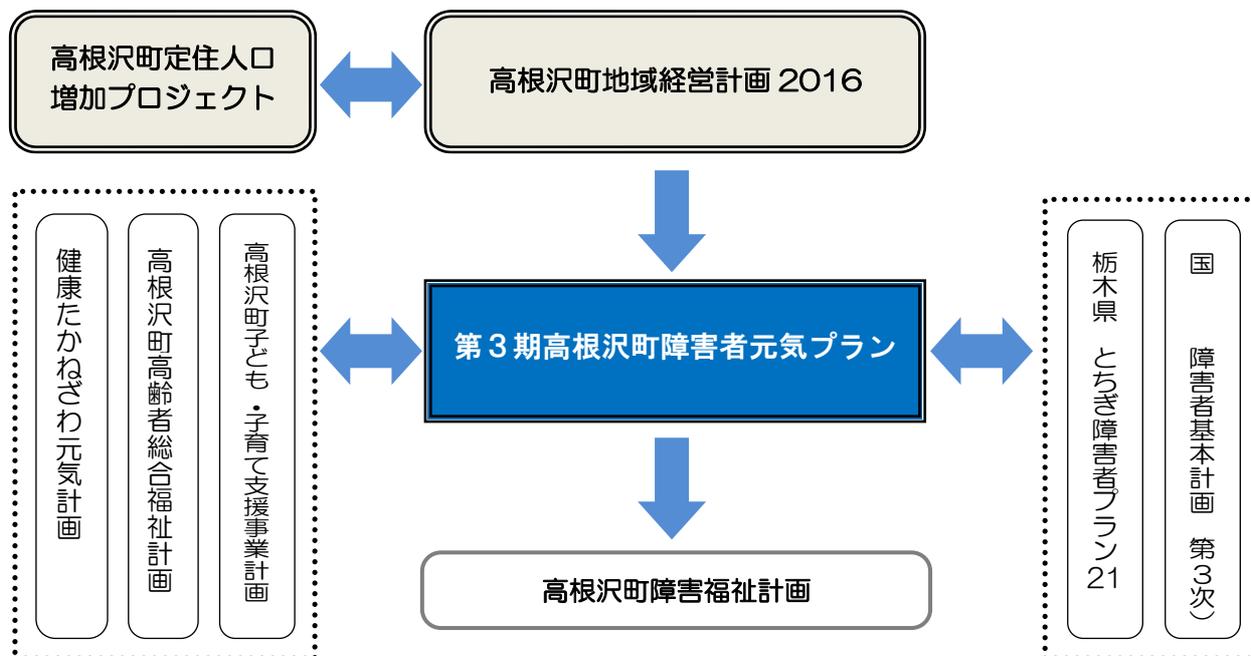
## 2 プランの位置づけと計画期間

### (1) 位置づけ

本プランは、障害者基本法第11条第3項に規定されている「市町村障害者計画」として、本町における障害者施策の基本的な計画となるものであり、計画期間内の目標を定め、行政をはじめ町民や事業者が行う障害者支援に関する行動の指針として示すものです。

具体的には、本町のまちづくりの基本となる「高根沢町地域経営計画 2016」の分野別計画にあたり、障害者等へのサービス提供に関する計画である「高根沢町障害福祉計画」の上位に位置する計画です。また、「高根沢町高齢者総合福祉計画」、「健康たかねざわ元気計画」、「高根沢町子ども・子育て支援事業計画」などの関連分野別計画等との整合性を図りながら策定しています。

また、国の「障害者基本計画（第3次）」、栃木県の「とちぎ障害者プラン21（2015～2020）」との整合性を図りながら策定しました。



### (2) 計画期間

計画期間▶ 平成28年度から平成32年度【5年間】

本プランの計画期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とします。

計画期間中、社会情勢や障害者を取り巻く福祉環境の変化により計画の見直しが必要になった場合は、柔軟な対応を図ります。

## 3 策定体制

### (1) 策定委員会

本プランの策定にあたり、民生委員・児童委員、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療・福祉関係機関、教育・雇用関係機関、障害者関係団体、関係行政機関及び庁内関係各課の職員等で構成する「高根沢町障害者自立支援協議会」を計画策定委員会と位置づけ、各委員には計画案について慎重に審議いただき、最終的な計画内容を決定しました。

### (2) アンケート調査

策定の基礎資料を収集することを目的に、障害者の日常生活の状況、障害福祉施策に関する意見等の把握を目的にアンケート調査を実施するとともに、得られた調査結果の計画内容への反映を図りました。

#### ■調査の実施概要

①調査実施時期	平成27年8月
②調査対象	平成27年8月1日現在、高根沢町に住所を有し、 ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方 ②平成26年度特定疾患見舞金を受給した方 のうちから無作為抽出した600人。
③調査方法	郵送法：郵送による配布回収
④配布・回収の結果	配布数：600件 回収数：378件 回収率：63.0%

### (3) パブリックコメント

平成28年2月29日から3月18日までの期間を設け、新たなプランの案を公表するパブリックコメントを実施し、本プランの内容等に対して町民からの意見を広く募りました。





## 第 2 章

# 高根沢町の障害者を取り巻く現状



# 1 人口と世帯の状況

本町の総人口は緩やかな減少傾向にあり、平成23年から平成27年の5年間で724人減少しています。年齢3区分別の人口の推移をみると、「65歳以上」人口が増加する一方、「0-14歳」「15-64歳」人口は減少しており、少子化・高齢化が進んでいます。

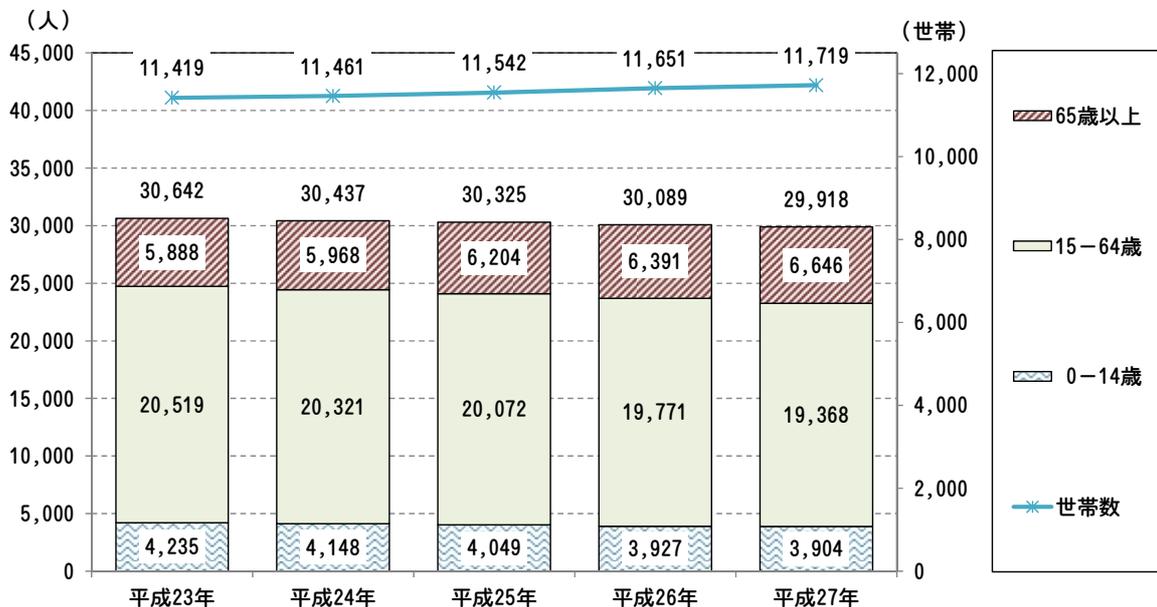
また、世帯数は増加傾向にあることから、1世帯当たりの人員数は減少しています。

## ■人口と世帯数の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
総人口	30,642人	30,437人	30,325人	30,089人	29,918人
0-14歳	4,235人	4,148人	4,049人	3,927人	3,904人
15-64歳	20,519人	20,321人	20,072人	19,771人	19,368人
65歳以上	5,888人	5,968人	6,204人	6,391人	6,646人
世帯数	11,419世帯	11,461世帯	11,542世帯	11,651世帯	11,719世帯

各年4月1日現在

資料：住民基本台帳



各年4月1日現在

資料：住民基本台帳

## 2 障害者の状況

### (1) 障害者数の推移

障害者手帳所持者を基準として本町の障害者数の推移をみると、平成23年以降一貫して増加傾向にあり、平成27年における障害者数は1,402人、対人口比は4.7%となっています。

障害者別にみても、身体障害者、知的障害者、精神障害者いずれも増加傾向で推移しています。

#### ■障害者数の推移（手帳所持者）

（単位：人）

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
身体障害者（身体障害者手帳所持者）	968	994	1,044	1,050	1,072
知的障害者（療育手帳所持者）	159	166	172	188	196
精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）	89	97	98	113	134
合計	1,216	1,257	1,314	1,351	1,402
総人口	30,642	30,437	30,325	30,089	29,918
対人口比	4.0%	4.1%	4.3%	4.5%	4.7%

各年4月1日現在

資料：高根沢町 健康福祉課

### (2) 身体障害者の状況

本町の身体障害者手帳所持者数は年々増加しており、平成27年4月1日現在では1,072人となっています。

障害種別にみると、いずれの年も「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部・免疫」がそれに続いています。近年、「肢体不自由」「内部・免疫」が増加傾向にあり、その他の障害についてはほぼ横ばいで推移しています。

#### ■身体障害者手帳所持者数の推移（障害種別）

（単位：人）

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
視覚	60	61	63	63	60
聴覚・平衡機能	143	143	145	143	140
音声・言語・咀嚼機能	11	10	10	10	10
肢体不自由	457	471	498	502	517
内部・免疫	244	255	275	279	290
複合	53	54	53	53	55
計	968	994	1,044	1,050	1,072

各年4月1日現在

資料：高根沢町 健康福祉課

等級別にみると、いずれの年も「1級」が最も多く、次いで「4級」がそれに続いています。

#### ■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

（単位：人）

		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
重 度	1 級	269	282	299	303	319
	2 級	139	142	152	152	148
中 度	3 級	142	146	150	151	148
	4 級	248	255	274	278	287
軽 度	5 級	80	78	76	74	78
	6 級	90	91	93	92	92
計		968	994	1,044	1,050	1,072

各年 4 月 1 日現在

資料：高根沢町 健康福祉課

年齢別にみると、いずれの年も「65 歳以上」が多くなっており、身体障害者全体の 7 割程度を 65 歳以上の高齢者が占めている状況です。

#### ■身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）

（単位：人）

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
18 歳未満	19	19	17	15	12
18～64 歳	299	290	293	299	297
65 歳以上	650	685	734	736	763
計	968	994	1,044	1,050	1,072

各年 4 月 1 日現在

資料：高根沢町 健康福祉課

### (3) 知的障害者の状況

本町の療育手帳所持者数は年々増加しており、平成27年4月1日現在では196人となっています。

障害程度別にみると、平成27年4月1日現在では、「B1（中度）」が最も多く、次いで「B2（軽度）」がそれに続いています。

年齢別にみると、「18歳未満」である障害児は増加傾向にあり、平成27年4月1日現在では49人と知的障害者全体の25%となっています。

#### ■療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
A1 (最重度)	18歳未満	1	2	2	2	3
	18 - 64歳	24	22	22	22	23
	65歳以上	2	3	3	3	2
	計	27	27	27	27	28
A2 (重 度)	18歳未満	6	6	6	8	8
	18 - 64歳	31	33	35	35	34
	65歳以上	4	4	3	4	5
	計	41	43	44	47	47
B1 (中 度)	18歳未満	13	12	12	13	10
	18 - 64歳	32	34	38	42	46
	65歳以上	4	5	6	6	6
	計	49	51	56	61	62
B2 (軽 度)	18歳未満	15	18	17	24	28
	18 - 64歳	27	27	28	29	31
	65歳以上	0	0	0	0	0
	計	42	45	45	53	59
合 計	18歳未満	35	38	37	47	49
	18 - 64歳	114	116	123	128	134
	65歳以上	10	12	12	13	13
	計	159	166	172	188	196

各年4月1日現在

資料：高根沢町 健康福祉課

#### (4) 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、平成27年4月1日現在では134人となっています。

障害程度別にみると、いずれの年も「2級（中度）」が最も多くなっていますが、「1級（重度）」「2級（中度）」「3級（軽度）」いずれも増加傾向にあります。

##### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
1級（重度）	12	11	16	20	25
2級（中度）	52	59	53	61	71
3級（軽度）	25	27	29	32	38
合計	89	97	98	113	134

各年4月1日現在

資料：矢板健康福祉センター

また、本町の精神障害による自立支援医療費受給者数をみると、平成27年4月1日現在の受給者数は手帳の非所持者も含まれることから294人となっており、平成23年から平成27年にかけて43人増加しています。

疾病別にみると、いずれの年も「躁うつ病・うつ病」「統合失調症」が特に多く、「躁うつ病・うつ病」については増加傾向にあります。

##### ■自立支援医療費受給者数の推移（精神通院）

(単位：人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
受給者数	251	288	297	280	294

各年4月1日現在

資料：矢板健康福祉センター

##### ■疾病別精神通院医療対象者数の推移

(単位：人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
統合失調症	95	104	98	98	107
躁うつ病・うつ病	96	108	119	131	145
てんかん	23	20	23	23	27
認知症等の脳機能障害	1	4	1	2	6
薬物関連障害（依存症等）	3	6	3	3	3
その他	33	46	53	23	6

各年4月1日現在

資料：矢板健康福祉センター

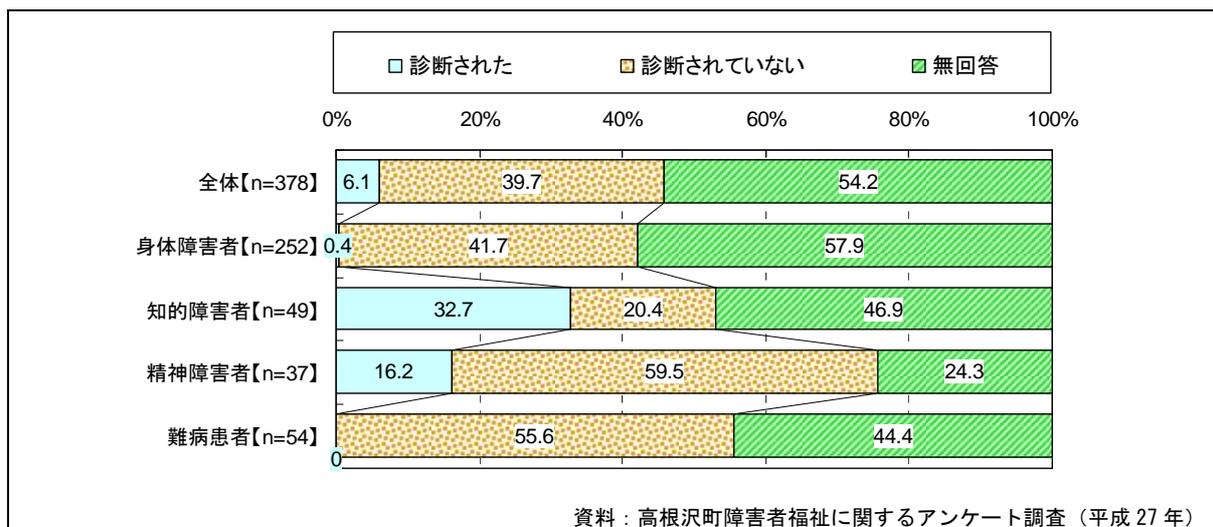
## (5) その他の障害等の状況

### ①発達障害

アンケート調査では、発達障害と「診断された」割合は、全体の6.1%となっています。

障害等の区分別にみると、知的障害者では32.7%とひときわ高く、身体障害者では0.4%、精神障害者では16.2%となっています。

■発達障害と診断されたか（〇は1つ）

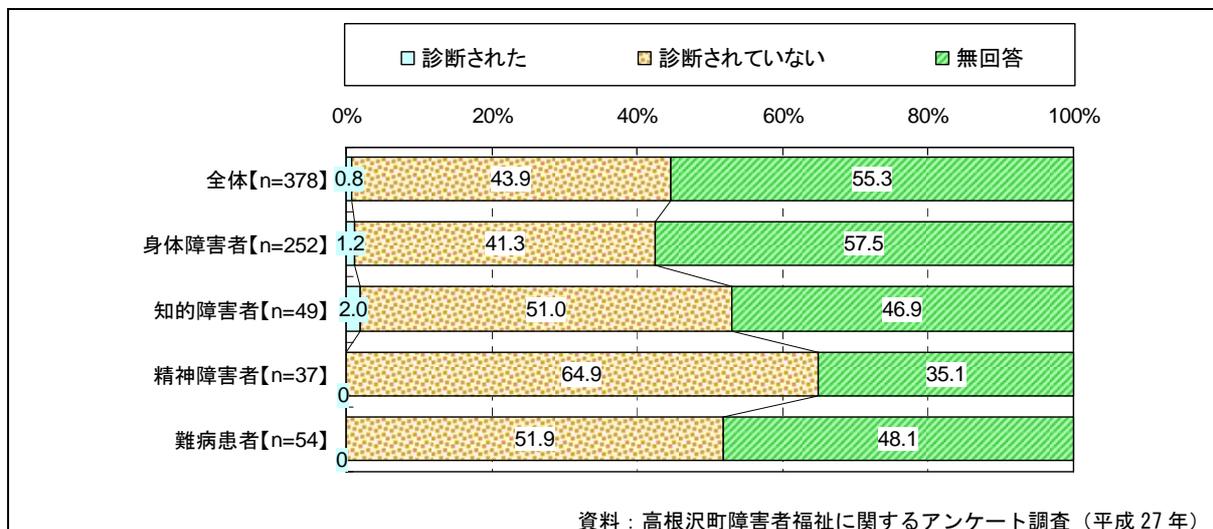


### ②高次脳機能障害

アンケート調査では、高次脳機能障害と「診断された」割合は、全体の0.8%となっています。

障害等の区分別にみると、身体障害者では1.2%、知的障害者では2.0%となっています。

■高次脳機能障害と診断されたか（〇は1つ）



### ③難病患者

特定医療費（指定難病）受給者証交付者数の推移をみると、平成26年までは増加しておりましたが、平成27年は12人減少して140人となっています。

難病と小児慢性特定疾病の医療費助成は、平成27年1月1日から新たな制度に変わり、対象疾病が56疾病から110疾病に拡大され、所得に応じた医療費に係る自己負担が見直しされました。

なお、平成27年7月1日からは対象疾病が110疾病から306疾病に拡大されました。

#### ■特定医療費（指定難病・小児慢性特定疾病）受給者証交付者数の推移

（単位：人）

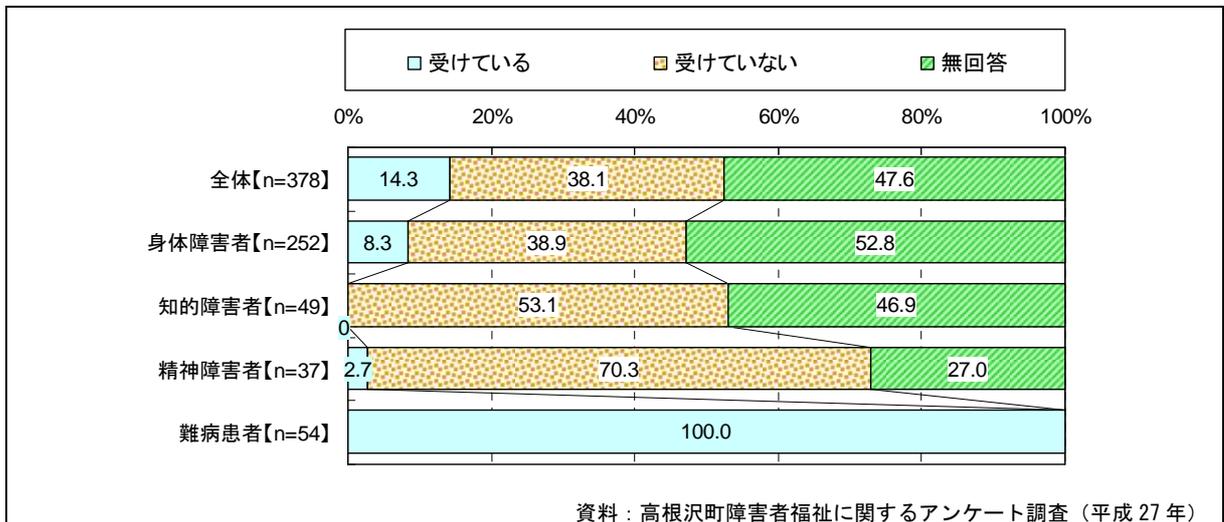
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
指定難病	131	130	137	152	140
小児慢性特定疾病	27	27	24	25	26
受給者証交付者数	158	157	161	177	166

各年4月1日現在

資料：矢板健康福祉センター

アンケート調査では、難病認定を「受けている」割合は、全体の14.3%となっています。障害等の区分別にみると、身体障害者では8.3%、精神障害者では2.7%となっています。

#### ■難病の認定を受けているか（〇は1つ）



### 3 教育・保育の状況

#### (1) 小学校

障害のある小学生の在学状況をみると、平成27年においては普通学校の特別支援学級が34人、特別支援学校が8人となっています。平成23年から27年にかけて、特別支援学校の在籍児童数が減少している一方、普通学校の特別支援学級の在籍児童数は増加しています。

##### ■特別支援学級・特別支援学校の在籍児童数の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
特別支援学級（普通学校）	24	32	32	33	34
特別支援学校	13	14	12	8	8
肢体不自由	3	3	3	1	1
病弱	0	0	0	1	1
知的障害	10	11	9	6	6
視覚・聴覚	0	0	0	0	0
合計	37	46	44	41	42

各年5月1日現在

資料：高根沢町教育委員会 こどもみらい課

#### (2) 中学校

障害のある中学生の在学状況をみると、平成27年においては普通学校の特別支援学級が10人、特別支援学校が8人となっています。平成23年から27年にかけて、特別支援学校の在籍生徒数は倍増しています。

##### ■特別支援学級・特別支援学校の在籍生徒数の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
特別支援学級（普通学校）	11	9	14	8	10
特別支援学校	4	1	1	9	8
肢体不自由	0	0	0	2	2
病弱	0	0	0	1	0
知的障害	3	1	1	6	6
視覚・聴覚	1	0	0	0	0
合計	15	10	15	17	18

各年5月1日現在

資料：高根沢町教育委員会 こどもみらい課

### (3) 保育施設等

障害のある児童の保育施設等の利用状況をみると、平成27年においては、保育所は25人、就学児デイサービスは29人、放課後児童クラブ（学童クラブ）は13人となっており、平成23年から27年にかけていずれも利用者数は増加しています。

#### ■保育施設等における障害児利用数の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
保育所	19	23	28	27	25
就学児デイサービス	27	30	26	27	29
放課後児童クラブ（学童クラブ）	8	1	12	15	13
合 計	54	54	66	69	67

各年4月1日現在

資料：高根沢町教育委員会 こどもみらい課



## 4 雇用・就労の状況

### (1) 障害者の雇用状況

栃木県に本社を置く民間企業のうち、障害者の実雇用率 2.0%<sup>※1</sup>の障害者雇用促進法の法定雇用率が適用される常用労働者数 50 人以上規模<sup>※2</sup>の一般の民間企業は、平成 27 年 6 月 1 日現在 1,079 社あり、そのうちの 55.1%の企業が法定雇用率を達成しており、全国水準を上回っている状況です。

民間企業における障害者雇用状況をみると、雇用数は年々増加していますが、平成 27 年における障害者実雇用率は 1.82%と、全国水準を下回っています。

#### ■栃木県の民間企業における障害者雇用状況

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
企 業 数	881 社	933 社	1,049 社	1,046 社	1,079 社
法定雇用算定基礎労働者数 <sup>※3</sup>	175,895.0 人	181,153.5 人	188,466.0 人	191,493.5 人	195,672.0 人
障害者雇用数 <sup>※4</sup>	2,781.0 人	2,880.5 人	3,165.5 人	3,367.5 人	3,559.0 人
実雇用率					
栃木県	1.58%	1.59%	1.68%	1.76%	1.82%
☆参考：全 国	1.65%	1.69%	1.76%	1.82%	1.88%
法定雇用率達成企業の割合					
栃木県	49.7%	49.5%	46.2%	51.1%	55.1%
☆参考：全 国	45.3%	46.8%	42.7%	44.7%	47.2%

各年 6 月 1 日現在

資料：厚生労働省栃木労働局

※1 平成 25 年 3 月 31 日以前は 1.8%

※2 平成 25 年 3 月 31 日以前は 56 人以上

※3 法定雇用算定基礎労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

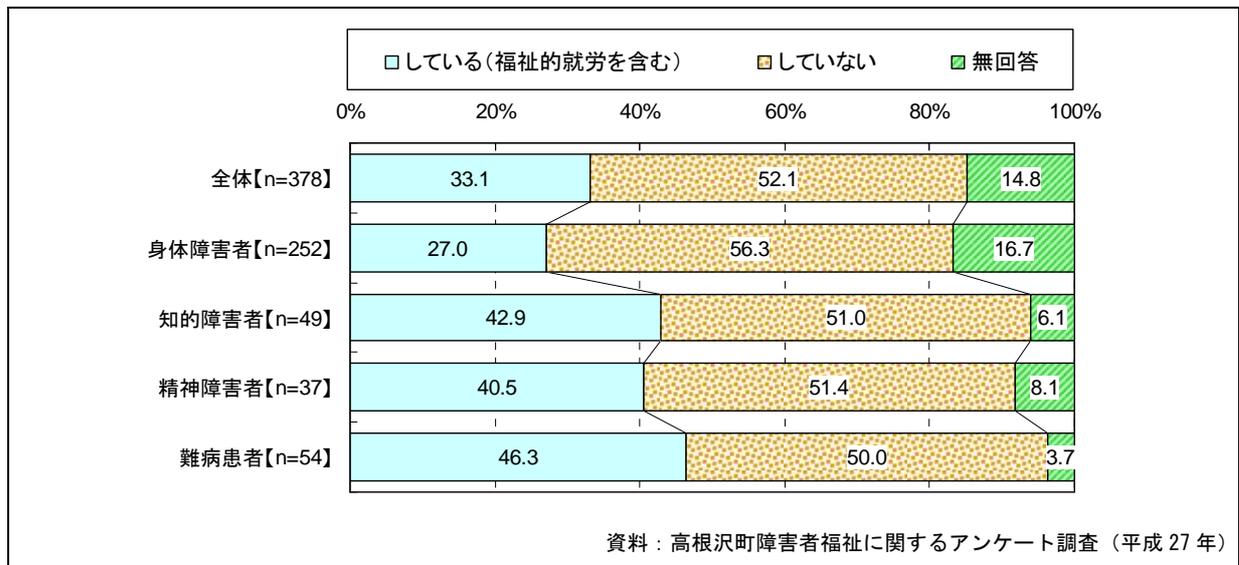
※4 ・重度身体障害者又は重度知的障害者（短時間労働者以外）については、その 1 人の雇用をもって、2 人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。  
 ・重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の労働者）である場合は 1 人分としてカウント、常用労働者及び障害者が短時間労働者の場合は 0.5 人分としてカウントされる。

## (2) 障害者の就労状況

アンケート調査では、現在仕事を「している」割合は、全体では33.1%となっています。

障害等の区別に仕事を「している」割合をみると、身体障害者では27.0%、知的障害者では42.9%、精神障害者では40.5%、難病患者では46.3%となっています。

### ■あなたは現在仕事をしているか(〇は1つ)



## 5 障害者の暮らし・施策に対する要望等

### (1) 現在の住まいと将来希望する暮らし方

アンケート調査結果から住まいの種類をみると、全体では「自分や家族の持ち家」が85.2%で最も多くなっています。

また、障害等の区別にみても、身体障害者、知的障害者、精神障害者いずれも「自分や家族の持ち家」が最も多くなっています。その中で、知的障害者については「借家、賃貸アパート・マンション等」「社宅や会社の寮、官公社等の住宅」の割合が相対的に高くなっています。

#### ■あなたの現在のお住まいはどれですか（〇は1つ）

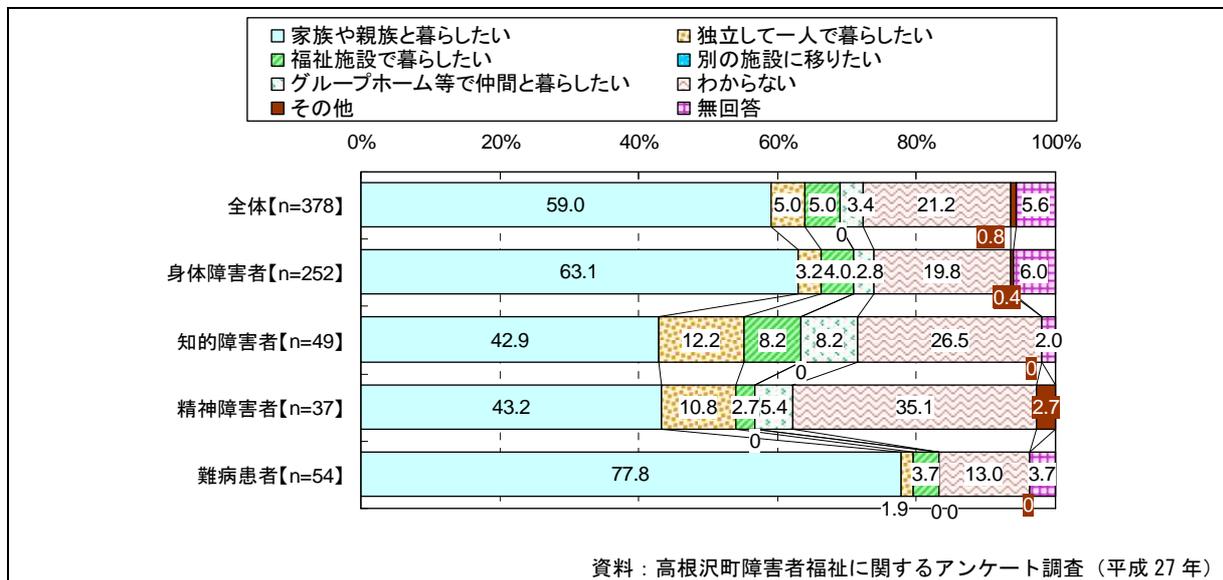
	自分や家族の持家	借家、賃貸アパート・マンション等	福祉施設	町営・県営住宅、公社・公団住宅	社宅や会社の寮、官公社等の住宅	グループホーム等の共同生活の住まい	その他	無回答
全体【n=378】	85.2%	8.2%	1.3%	0.8%	0.8%	0.8%	0.3%	2.6%
身体障害者【n=252】	86.5%	6.7%	1.6%	0.4%	0.8%	0.8%	0.4%	2.8%
知的障害者【n=49】	77.6%	14.3%	-	2.0%	4.1%	-	-	2.0%
精神障害者【n=37】	89.2%	8.1%	-	-	-	-	-	2.7%
難病患者【n=54】	85.2%	11.1%	-	1.9%	-	-	-	1.9%

資料：高根沢町障害者福祉に関するアンケート調査（平成27年）

アンケート調査において、将来、どのように暮らしたいかを尋ねたところ、全体では「家族や親族と暮らしたい」が59.0%で最も多く、以下、「独立して一人で暮らしたい」「福祉施設で暮らしたい」がいずれも5.0%、「グループホーム等で仲間と暮らしたい」が3.4%などとなっています。一方、21.2%は「わからない」と回答しています。

障害等の区別にみると、身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病患者いずれも「家族や親族と暮らしたい」が最も多く、その中で、知的障害者及び精神障害者については、「独立して一人で暮らしたい」「グループホーム等で仲間と暮らしたい」の回答割合が相対的に高くなっています。

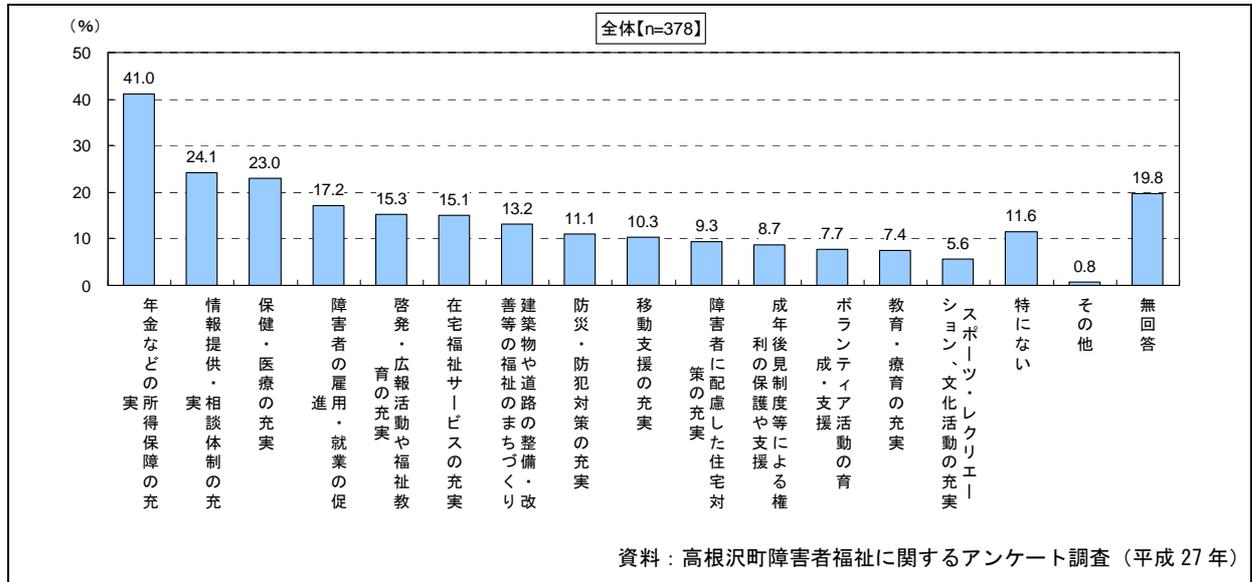
#### ■あなたは、将来、どのように暮らしたいですか（〇は1つ）



## (2) 町の施策に対する要望

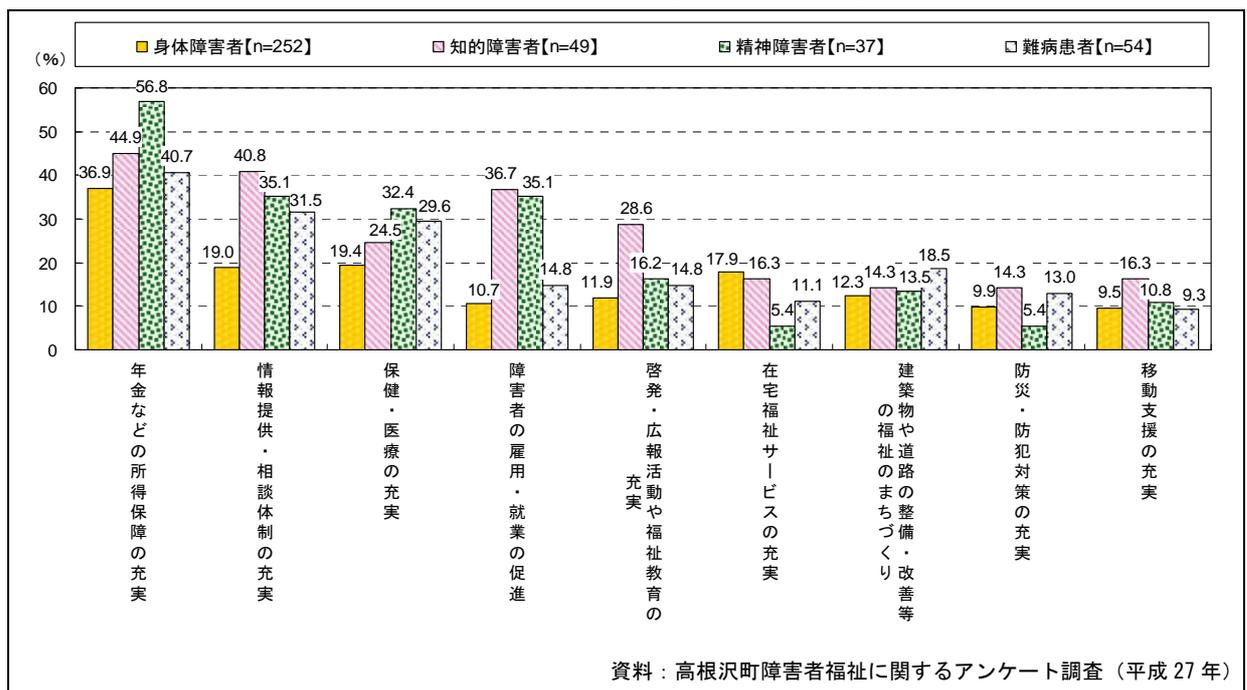
アンケート調査において、重要と思う障害者施策について尋ねたところ、全体では「年金などの所得保障の充実」が41.0%で最も多く、以下、「情報提供・相談体制の充実」(24.1%)、「保健・医療の充実」(23.0%)などが比較的多く挙げられています。

### ■今後、行政に対してどのようなことに力を入れてほしいか【全体】(複数回答)



障害等の区分別に上位回答をみると、身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病患者いずれも「年金などの所得保障の充実」が最も多く挙げられています。また、知的障害者では、「情報提供・相談体制の充実」「障害者の雇用・就業の促進」「啓発・広報活動や福祉教育の充実」、精神障害者では「保健・医療の充実」「障害者の雇用・就業の促進」などの回答割合が相対的に高くなっています。

### ■今後、行政に対してどのようなことに力を入れてほしいか【障害等の区分別】(複数回答) ※上位回答のみ



## 6 障害者の福祉サービスの現状

### (1) 日常生活の支援

日常生活の支援に関するサービスの種類及び内容、平成26年度の給付実績については以下のとおりです。

#### ①主な障害福祉サービス

種類	内容	平成26年度実績
訪問系サービス		
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	14人
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な人に、外出するときの必要な援助を行います。	2人
日中活動系サービス		
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	54人
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	2人
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	10人
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	11人
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、就労や生産活動の機会を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	46人
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	1人
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	5人
居住系サービス		
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います。	22人
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	30人
障害児通所支援		
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	6人
放課後等デイサービス	学校終了後または休業日において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など必要な支援を行います。	1人

資料：高根沢町 健康福祉課

## ②地域生活支援事業

種類	内容	平成26年度実績
障害者相談支援事業	障害者や家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援などを行います。	2か所
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能などの障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。	4人
日常生活用具給付等事業	重度の障害のある方に、日常生活用具の利便を図るための用具を障害の程度などに応じて給付します。	557件
移動支援事業	屋外での移動が困難な人に、社会生活上必要不可欠な外出などの移動を支援します。	17人
地域生活支援センター事業	創作的活動または生産活動の機会を提供など社会との交流の促進などの支援を行います。	1人
日中一時支援事業	日中における活動の場を提供し、見守りを行います。	35人
訪問入浴サービス事業	自宅で入浴することが困難な身体に重度の障害がある人に、訪問入浴車による入浴サービスを行います。	平成27年度 新規事業

資料：高根沢町 健康福祉課

## ③補装具の給付

種類	内容	平成26年度実績
補装具費支給	障害者の失われた部位や障害のある部位を補い、日常生活を容易にするための補装具の購入費または修理費を支給します。	70人

資料：高根沢町 健康福祉課

## ④軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成

種類	内容	平成26年度実績
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に、補聴器の購入費または修理費を助成します。	0人

資料：高根沢町 健康福祉課

## (2) 医療費の助成

医療費の助成の種類及び内容、平成26年度の給付実績については以下のとおりです。

### ① 自立支援医療

種類	内容	平成26年度実績
精神通院医療	精神疾患の治療のために、通院により医療を受ける場合の医療費を助成します。	293人
更生医療	身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の人で、障害を除去、軽減する手術等の治療により確実な効果が期待できる場合の医療費を助成します。	50人
育成医療	身体に障害のある18歳未満の人で、障害を除去、軽減する手術等の治療により確実な効果が期待できる場合の医療費を助成します。	8人

資料：高根沢町 健康福祉課

### ② 重度心身障害者医療費助成

種類	内容	平成26年度実績
重度心身障害者医療費助成	重度の障害がある人の保険適用となる医療費の自己負担分を助成します。	434人

資料：高根沢町 健康福祉課

## (3) 手当・給付金等

手当・給付金等の種類及び内容、平成26年度の給付実績については以下のとおりです。

### ① 手当

種類	内容	平成26年度実績
特別障害者手当	精神または身体に重度の障害があり、常に特別の介護を要する在宅の20歳以上の人に支給します。	23人
障害児福祉手当	精神または身体に重度の障害があり、常に特別の介護を要する在宅の20歳未満の人に支給します。	6人
特別児童扶養手当	精神または身体に中程度以上の障害のある20歳未満の児童を監護している保護者に支給します。	33人

資料：高根沢町 健康福祉課

### ② 見舞金

種類	内容	平成26年度実績
特定疾患見舞金	特定医療費（指定難病・小児慢性特定疾病）受給者証をお持ちの人に、年1回見舞金を支給します。	110人

資料：高根沢町 健康福祉課

# 第 3 章

## プランの基本的考え方



# 1 町の目指すべき方向とプランの基本理念

## (1) 町を目指すべき方向

本プランの上位計画である「高根沢町地域経営計画 2016」では、まちづくりの基本理念を「希望の持てるまちを後世に引き継いでいく」と定め、平成28年からの10年間のキャッチフレーズとして「くらし 高まる たかねざわ」を掲げています。

本プランでは、障害のある人もない人も、すべての町民がともに生活できる共生社会の実現を目指す「ノーマライゼーション」と、障害のある人が自分本来の生き方を目指す「リハビリテーション」の理念のもと、すべての障害者がある人権を尊重され差別されることなく、『希望を持って』自立し、地域の中で『くらし』が『高まる』まちづくりを目指します。

さらに、そのようなまちづくりの方向に沿って具体的に「目指すべき地域社会」の姿として、次の3つを掲げます。

### 【目指すべき地域社会】

- 障害者を支えるサービスや施設、社会的支援や人材等の基盤が整った地域社会
- 支援を受ける人の自己決定と自己選択が尊重され、自分の意思のもと、できる限り自立して「自分らしい暮らし」を送ることができる地域社会
- 障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で気兼ねなく社会参加できる地域住民の深い理解と愛情あふれた地域社会

## (2) 基本理念

「目指すべき地域社会」が実現されることを目指し、本プランでは前プランの理念を継承し、基本理念を次のように掲げます。

### ▶基本理念

人にやさしいまちづくりから

人がやさしいまちづくりへ

本町のすべての住民が「障害がある・ない」によって分け隔てられることなく、共に生活できる共生社会を実現するためには、障害のある人が自らの意思による選択と決定のもとに自立し、社会参加できるよう、まずは周りの人がそのことに理解を示し、協力していくことが何よりも重要です。

本プランのもと、障害者に関わる多様な施策を推進することにより、障害者が生活しやすい社会基盤を整えていくことはもちろん、地域に人々の愛情があふれ、すべての町民が互いの人格と個性を認め合いながら思いやり、共に暮らし、共に支え合う「人がやさしいまちづくり」を目指します。



## 2 プランの基本目標

基本理念のもと、以下の5点を本計画の基本目標として掲げ、障害者支援施策の総合的な展開を図ります。

### ●基本目標1 安心して生活するために < 福祉・安心・安全 >

- ▶ 障害者が、住み慣れた地域や家庭で、安心した生活が送れるよう、支援します。

### ●基本目標2 心身ともに健康で暮らすために < 保健・医療 >

- ▶ すべての町民の障害の発生予防と早期発見・対応に努めるとともに、障害の程度や種類に応じて適切な保健・医療サービスを提供し、障害者の健康な暮らしを支援します。

### ●基本目標3 健やかに成長するために < 療育・教育 >

- ▶ 早期の療育・教育により、障害のある子どもの可能性を最大限引き出し、社会に適應する能力と自立心を養い、健やかな成長を支援します。

### ●基本目標4 いきいきと楽しく暮らすために < 就業・社会参加 >

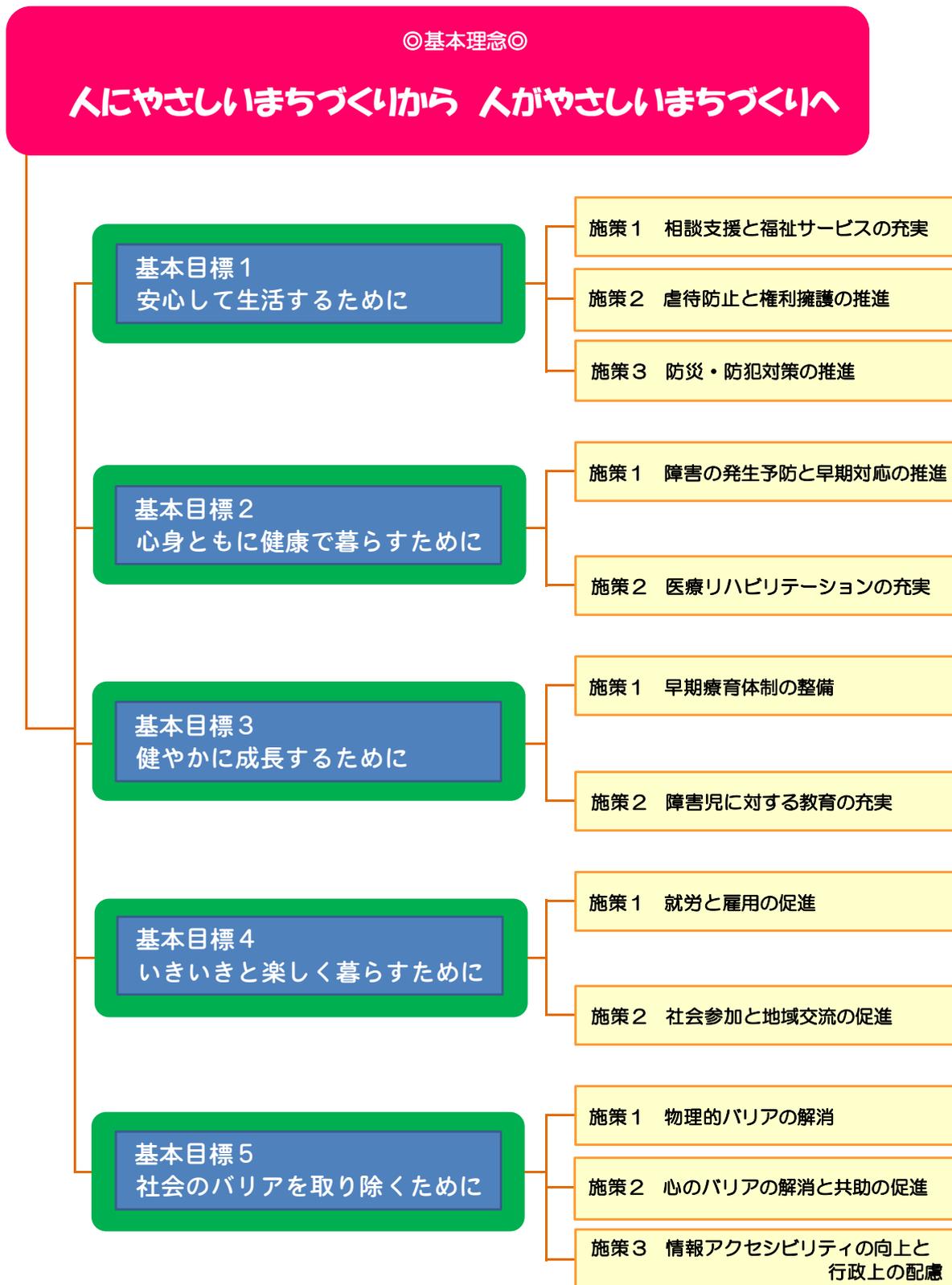
- ▶ 障害者の意思を尊重し、就労の機会や社会参加の場を提供し、生きがいを持ち、真に豊かな生活が送れるよう、支援します。

### ●基本目標5 社会のバリアを取り除くために < まちづくり・ひとづくり >

- ▶ 障害者を取り巻く精神的・物理的・社会的なバリア（障壁）を取り除き、地域社会の中で自分らしい暮らしができるよう、支援します。

### 3 プランの体系

基本理念と基本目標の実現を目指して展開する施策等の体系を図に表すと以下のとおりとなります。



# 第 4 章

## 障害者支援施策



## 基本目標1 安心して生活するために

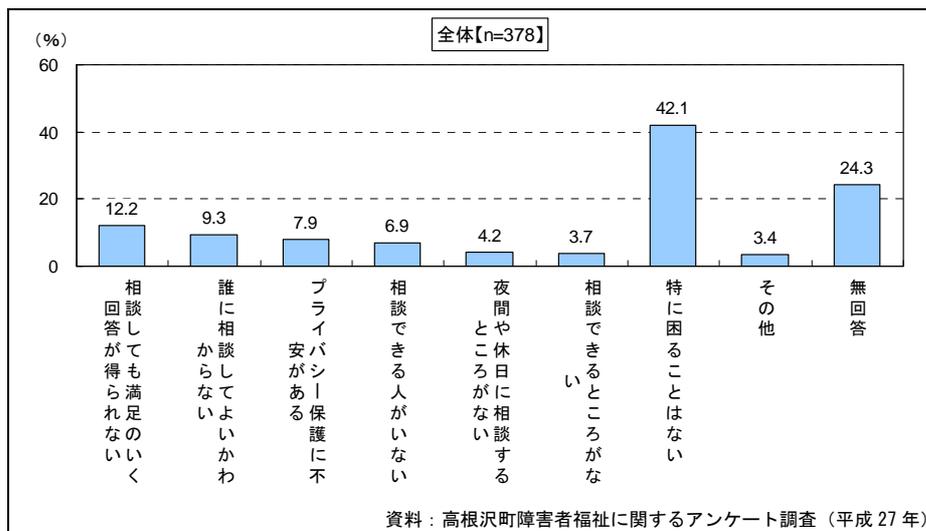
### 現状と課題

#### ▶町内の相談支援体制

町では、「高根沢町障害児者生活支援センターすまいる」と「障害者相談支援センターいびき」に相談支援事業を委託して、障害のある方が地域の中で自立した生活を営む上で、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な支援を行っています。また、地域においては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、知的障害者相談員が様々な相談を受けています。

アンケート調査では、全体の4割以上が「特に困ったことはない」と回答しており、町内の相談支援体制づくりについては状況の進展がうかがえます。一方で、相談について困ることとして最も多く挙げられた回答が「相談しても満足いく回答が得られない」であることから、障害者が身の回りの多様な生活課題に対する助言や支援などを必要としている状況がうかがえます。

#### ■相談について困ること（複数回答）



従来の身体障害、知的障害、精神障害に加えて、難病、発達障害、高次脳機能障害、強度行動障害等、新たな障害態様が出てきており、障害者のニーズが多様化している現状を踏まえると、より高度で専門的な相談支援を実施する必要があります。

今後も、障害者が身近な地域で安心して生活できるよう、身近なところでいつでも気軽に相談でき、必要な情報を速やかに得ることができる体制づくりを進め、さらに複合的な課題や困難事例に対応できる総合的かつ専門的な相談支援体制づくりに努める必要があります。

#### ▶福祉サービスの提供体制

本町においては、障害者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、障害福祉サービスなどによる生活支援の充実に向け、必要なサービスが計画的に提供されるためのサービス提供基盤の充実に努めてきました。

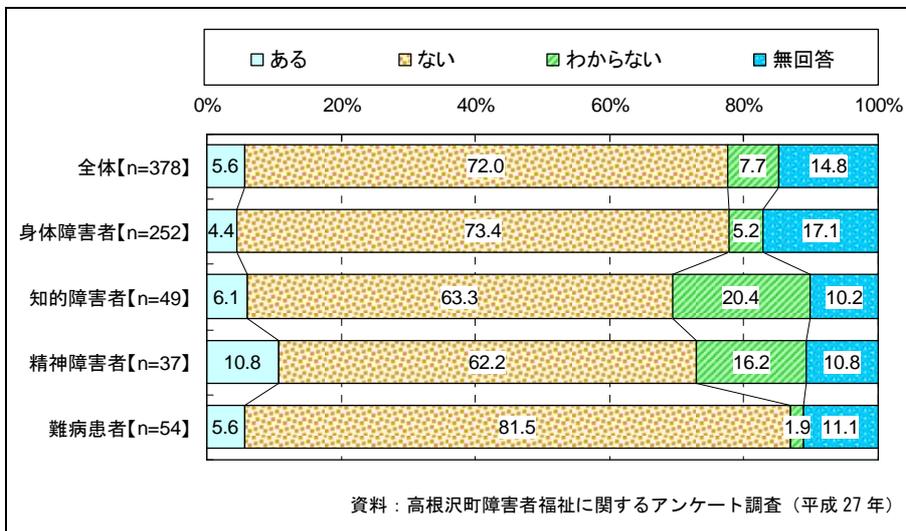
また、平成25年4月に障害者総合支援法が施行されたことにより、障害者の範囲に難病等が追加されたほか、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービスの提供が求められています。

今後も、障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者のニーズに応えられるサービス提供基盤の整備の促進を図る必要があります。また、身体障害者をはじめ、手帳所持者には高齢者が多いことから、身近なところで生涯にわたって一貫したサービスが利用できるよう、介護保険事業者と連携を図ることも重要です。さらに、難病患者については、一人ひとりの特性に配慮した居宅介護や日常生活用具の給付など居宅生活を支援する体制の充実を図るとともに、そのニーズの把握に努める必要があります。

### ▶障害者への虐待

平成24年10月の「障害者虐待防止法」の施行に伴い、本町では障害者虐待防止相談窓口を設置しています。

#### ■身近な人から虐待を受けたことがあるか（1つ）



アンケート調査において、家族や支援員、職員、職場での仲間や上司などの身近な人から虐待を受けたことがあるか尋ねたところ、全体では5.6%が「ある」と回答しており、残念ながら本町においても障害者虐待が無いとは言えない状況となっています。

今後も町民に対し、家庭・障害者福祉施設・職場等で虐待を発見した際には市町村等への通報義務があること、早期発見・通報と相談が虐待の深刻化を防ぐことなどについての周知・啓発を行う必要があります。

### ▶障害者の権利擁護

判断能力やコミュニケーション能力に不足がある知的・精神障害者については、財産管理や生活上の様々な権利侵害を受ける恐れもあり、これらの人の権利や財産などを守る取り組みは重要です。

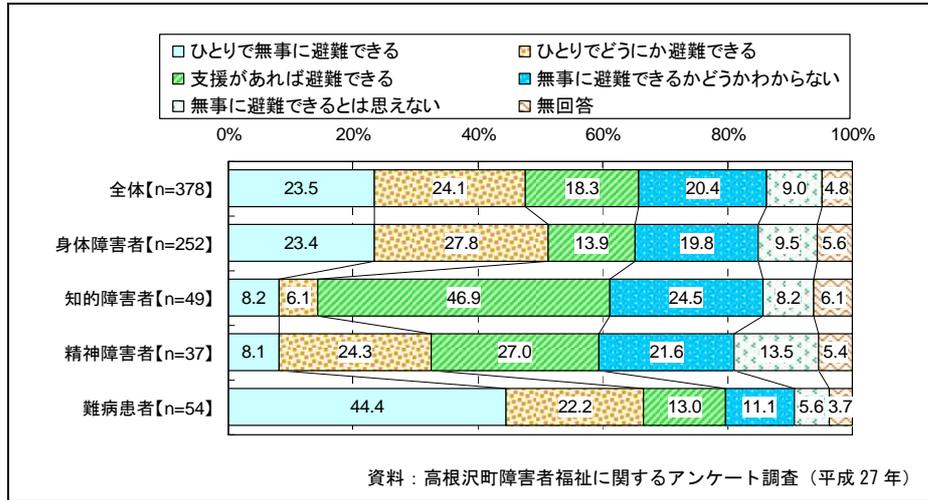
そのような障害者等の財産や権利を守るための制度として、「成年後見制度」や「日常生活自立（あすてらす）支援事業」がありますが、認知度はそれほど高くなく、利用者も少ない状況にあります。また、近年では、高齢化の進行とともに、障害者の保護者などは我が子の将来の地域生活に不安を抱く人も増えています。

成年後見制度や金銭管理支援などの権利擁護に関わる制度を広く周知するとともに、必要な人のへの利用支援を図り、障害のある人が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現に努める必要があります。

▶防災・緊急時対策

本町では、急病や災害等の緊急時に備え、ひとり暮らしの重度の障害者や高齢者などの要援護者との連絡対策として「緊急通報システム」を整備しています。しかし、災害発生時などには、町や消防からの救援・救護までには相当の時間を要することも想定されることから、日頃から地域住民の協力を含めた障害者要援護者避難の支援体制づくりが求められています。

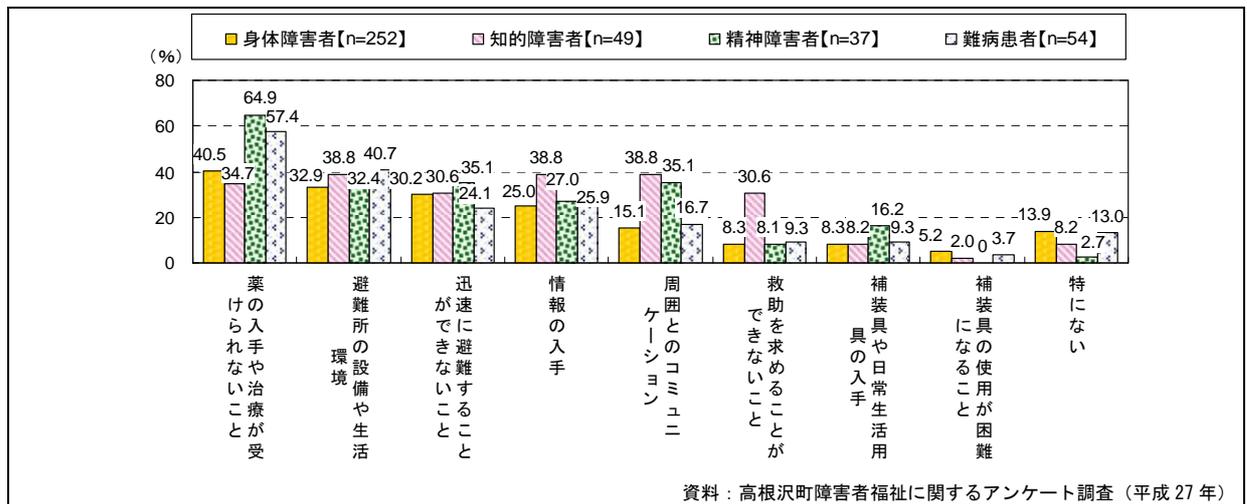
■災害が起こった場合、無事に避難できると思うか（1つ）



アンケート調査で、災害時に無事に避難できると思うか尋ねたところ、全体では29.4%が『無事に避難できるかわからない・思わない』と回答しています。障害分別では知的・精神障害者で、この割合が相対的に高くなっています。

また、災害が起きたときの心配ごととして、身体・精神障害者及び難病患者では「薬の入手や治療が受けられないこと」が最も多く、知的障害者では「避難場所の設備や生活環境」「情報の入手」「周囲とコミュニケーションがとれないこと」が同率で最も多く挙げられています。

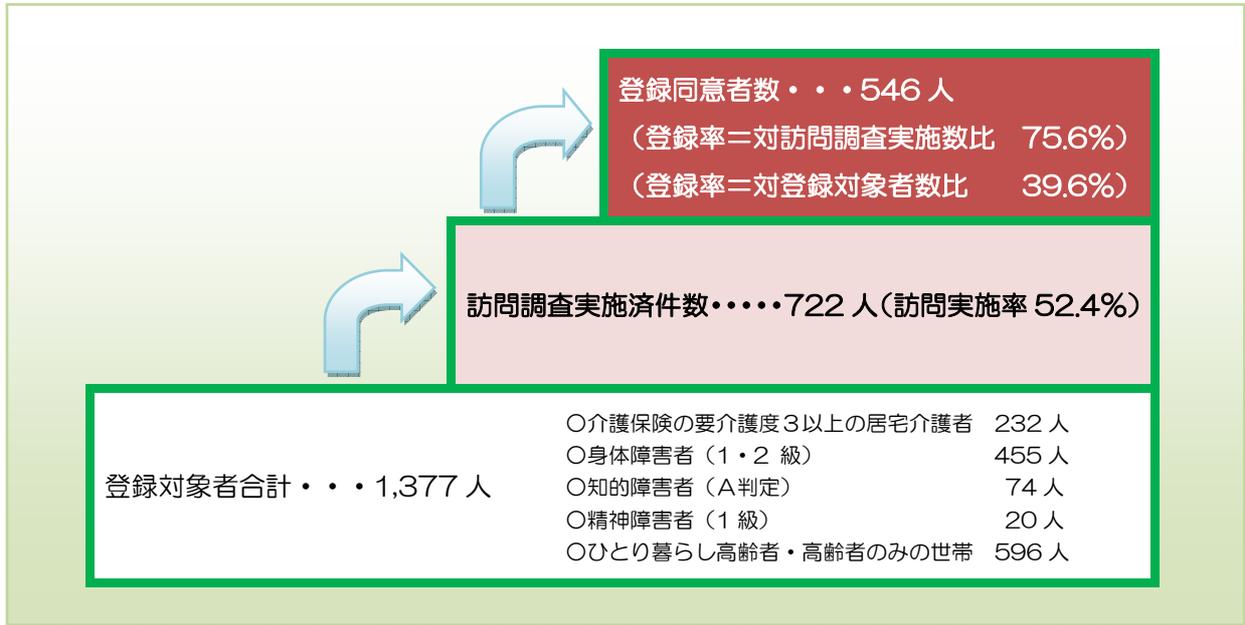
■大規模災害が起きたときの心配ごと（複数回答） ※上位回答のみ



このように、障害者は災害時の避難をはじめ、情報入手に不安を抱えている人が少なくないことから、要援護者の避難誘導や緊急時の連絡方法などについては、自治会など地域のより小単位での体制の充実を図っていく必要があります。また、薬の入手や必要な治療、避難先での生活などへの不安も大きいことから、災害時の避難所として各小学校区に地域避難所が設けられていますが、一定の配慮が必要な要援護者が避難した場合に対応できるよう、専用スペースを設けることなども求められています。

また、平成26年度において、要援護台帳登録に関する訪問調査を実施したところ、登録同意者は訪問調査実施者の75.6%、登録対象者全体の39.6%ほどに留まっている状況にあります。

■本町の災害時要援護者の概数（H26年度当初）



地域の特性や実情を踏まえながら、平常時から要援護者の把握に努め、その情報を支援者が共有しておくことも重要です。

## 施策の展開

### 施策1 相談支援と福祉サービスの充実

障害者とその家族が抱える不安や困難などをできる限り軽減するため、相談しやすく、かつ必要な情報が速やかに得られる相談支援体制の充実に努めます。

さらに、障害者が住み慣れた家や地域で安心して暮らせるよう、相談を通じて必要な場合には適切なサービスが利用できる障害福祉サービス等の提供体制の充実に努め、障害者とその家族が、喜びや希望を持って生活を送ることができるような支援体制づくりを推進します。

#### 1) 相談体制の整備

項目と内容
<p><b>①高根沢町障害者地域生活相談支援事業</b></p> <p>障害者の多様なニーズに的確に対応し、障害者やその家族の地域生活を支援し、在宅の障害者の自立と社会参加の促進を図るため、障害者地域生活相談支援事業を相談支援事業所への委託により実施します。</p> <p>障害者の生活の安定と自立した生活を確保するため、地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労等を支援します。</p> <p>また、現在実施している訪問による相談を推進し、外出困難な障害者のニーズの掘り起こしに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●相談支援事業所           <ul style="list-style-type: none"> <li>・高根沢町障害児者生活支援センターすまいる</li> <li>・障害者相談支援センターいぶき</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>②相談支援ネットワークの整備</b></p> <p>相談支援事業者を中心として、地域における身近な相談窓口である身体障害者相談員や知的障害者相談員、民生委員・児童委員、町や教育委員会等の行政機関、社会福祉協議会やNPO等の団体間の連携強化及び調整を図ります。</p>
<p><b>③地域における相談支援体制の強化</b></p> <p>障害者のライフプランの上で大きな柱である「療育・教育」「就業」「家庭生活」「老後」のそれぞれについて、総合的かつ専門的な相談支援が円滑に実施できる体制の整備に努めます。その中核として、より地域に密着した総合的な相談支援を図ることを目的に、近隣自治体と連携し基幹相談支援センターの設置を検討していきます。</p>

## 2) 障害福祉サービス等の提供

項目と内容
<p><b>①障害福祉サービス</b></p> <p>障害者等の自立と社会参加を実現するため、必要とされる「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」を提供します。</p> <p>サービス提供基盤の充実を図るため、町内の施設・設備等の整備に必要な経費の補助を行うとともに、近隣市町との連携によりサービスの確保に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「訪問系サービス」・・・・・・地域で暮らす障害者等の生活を支える (居宅介護、同行援護等)</li> <li>●「日中活動系サービス」・・・・・・昼間の活動の場を提供する (生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続、短期入所等)</li> <li>●「居住系サービス」・・・・・・住まいを提供するグループホーム等 (共同生活援助、施設入所支援)</li> </ul>
<p><b>②地域生活支援事業</b></p> <p>障害者が自立した生活を営めるよう支援するため、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を効果的・効率的に実施します。サービス提供基盤の充実を図るため、町内の施設・設備等の整備に必要な経費の補助を行うとともに、近隣市町との連携によりサービスの確保に努めます。</p> <p>利用者の状況や社会資源の状況を踏まえ、町独自の任意事業にも積極的に取り組んでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●相談支援事業</li> <li>●意思疎通支援事業</li> <li>●移動支援事業</li> <li>(任意事業)</li> <li>●日中一時支援事業</li> <li>●成年後見制度利用支援事業</li> <li>●日常生活用具給付等事業</li> <li>●地域活動支援センター事業</li> <li>●訪問入浴サービス事業</li> </ul>
<p><b>③自立支援医療</b></p> <p>より多くの方が制度を利用できるよう周知徹底を図るとともに、適切な医療を提供できるよう、医療機関との連携に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●精神通院医療・・・・・・統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん等</li> <li>●更生医療・育成医療・・・・・・肢体不自由（形成術、人工関節置換術等）、視覚障害（水晶体摘出手術等）、聴覚障害（形成術等）、言語障害（歯科矯正等）、内部障害（ペースメーカー埋込み手術、人工透析療法等）</li> </ul>
<p><b>④補装具</b></p> <p>より多くの方が制度を利用できるよう周知徹底を図ります。また、補装具はそれぞれの障害の身体機能を補完するために個別に設計・加工され、長期間にわたり継続して使用するものです。そのため、交付または修理を行う際は、更生相談所等の意見をもとに適切に制度を利用できるよう必要な情報提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●肢体不自由・・・・歩行補助つえ、車椅子、歩行器、義肢、装具、座位保持装置等</li> <li>●視覚障害・・・・盲人安全つえ、義眼、遮光眼鏡等</li> <li>●聴覚障害・・・・補聴器</li> <li>●その他・・・・重度障害者用意思伝達装置等</li> </ul>

## 施策2 虐待防止と権利擁護の推進

障害者が個性と人格を尊重され、地域で安心して暮らせることは当然のことです。基本的な権利が守られることはもちろん、障害があることによって決して他者から虐げられることのないよう、虐待防止の環境づくりと権利擁護の取り組みを推進します。

### 1) 障害者虐待の防止

項目と内容
<p><b>①障害者虐待防止の啓発と適切な対応</b></p> <p>障害者虐待防止法の内容や虐待発見者の通報義務、町の虐待防止相談窓口等について広く周知に努めるとともに、虐待防止の啓発を図ります。</p> <p>また、虐待に関する通報を受けた場合には、障害者虐待防止法に基づき、家庭や施設・職場などに調査・指導等を行うなど適切な対応に努めます。</p>
<p><b>②虐待防止ネットワークの構築</b></p> <p>本町の障害者自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会、地域包括支援センターと、栃木県障害者権利擁護センター、警察署、消防署、児童相談所などとの関係機関との連携体制を構築し、虐待の未然防止を図ります。</p> <p>虐待のケース把握が難しいことを踏まえ、関係者による積極的な関わりを促し、個々の本人や保護者の変化を捉え、虐待等の未然防止に努めます。</p>

### 2) 権利擁護の推進

項目と内容
<p><b>①成年後見制度の普及と利用支援</b></p> <p>知的障害者や精神障害者などで判断能力が不十分な人が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、関係機関と連携しながら、成年後見制度の普及と利用促進に努めるとともに、地域生活支援事業の「成年後見制度利用支援事業」による成年後見制度の利用を支援します。</p>
<p><b>②日常生活自立（あすてらす）支援事業の利用促進</b></p> <p>社会福祉協議会の専門員や生活支援員などが、事業者との福祉サービスの契約や利用援助、情報提供、助言、利用料の支払等の日常的な金銭管理を代行する日常生活自立（あすてらす）支援事業の利用促進に努めます。</p>

## 施策3 防災・防犯対策の推進

障害者はもちろん、町民に対して広く防災知識の普及や災害時の適切な情報提供を行い、地域における防災や災害時の備えを推進します。自力避難の困難な障害のある人の把握をはじめ、障害者の特性に配慮した福祉避難所を確保するなど、要援護者全般の避難協力等を支援する地域の体制づくりを推進します。

また、障害のある人が犯罪や消費者トラブル等の被害に遭わないように、情報提供や支援を図ります。

### 1) 防災・災害時対応体制の充実

項目と内容
<p><b>①要援護者台帳の整備・更新</b></p> <p>災害時の避難に支援が必要な方を把握するため、地域の支援者（民生委員・行政区長等）の協力を得ながら、要援護者台帳の整備・更新を継続します。</p> <p>要援護者自身への趣旨の周知を重ねることで、より多くの要援護者情報を支援者が共有し、災害時の避難支援体制を確実なものとするよう整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●要援護者台帳の効用                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時のほか、平常時にも見守り活動等にも活用</li> <li>・登録作業を通じた、地域の支え合いの促進、地域の結び付きの強化、地域内のコミュニケーション、災害時の備え等の地域力の向上</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>②地域の防災体制の充実</b></p> <p>平成 25 年2月に策定した『高根沢町災害時要援護者対応マニュアル』に基づき、引き続き要援護者の避難支援体制の整備、充実を図ります。</p> <p>地域における防災対策として、緊急通報システムの充実、防災知識の普及・啓発に努めます。</p> <p>要支援者の避難支援等災害時対応が有効に機能するよう、町民全体に防災の知識や訓練等の啓発を進めます。</p>
<p><b>③要援護者世帯の防災対策の推進</b></p> <p>地震災害時の家具類の転倒による被害を最小限に抑えるため、要援護者のいる世帯を対象に家具の転倒防止工事費の一部を補助する等、住居内の被害防止策に取り組みます。</p>
<p><b>④福祉避難所の確保・充実</b></p> <p>被災要援護者の身体介護や医療的な対応など、特別な配慮が必要な場合に対応できるよう、拠点となる避難所の整備や介護サービス事業者との協力体制を整備します。</p> <p>介護や医療的な対応が必要な要援護者について、それぞれの対応が可能な介護施設や医療機関等に一時受入や物資・要員派遣等の協力体制がとれるよう、病院や民間の社会福祉施設等との災害応援協定の締結に取り組みます。</p>

## 2) 防犯体制の整備

項目と内容
<b>①防犯対策の充実</b>
広報等を通じて地域の防犯意識の高揚を図るとともに、民生委員・児童委員等の見守り活動や防犯パトロール等の地域における活動を支援します。
<b>②消費者被害防止の啓発</b>
障害者や高齢者等の消費者被害防止のため、電話による詐欺、悪質商法等についての情報提供を図るとともに、警戒心喚起に向けた啓発活動を行います。



## 基本目標2 心身ともに健康で暮らすために

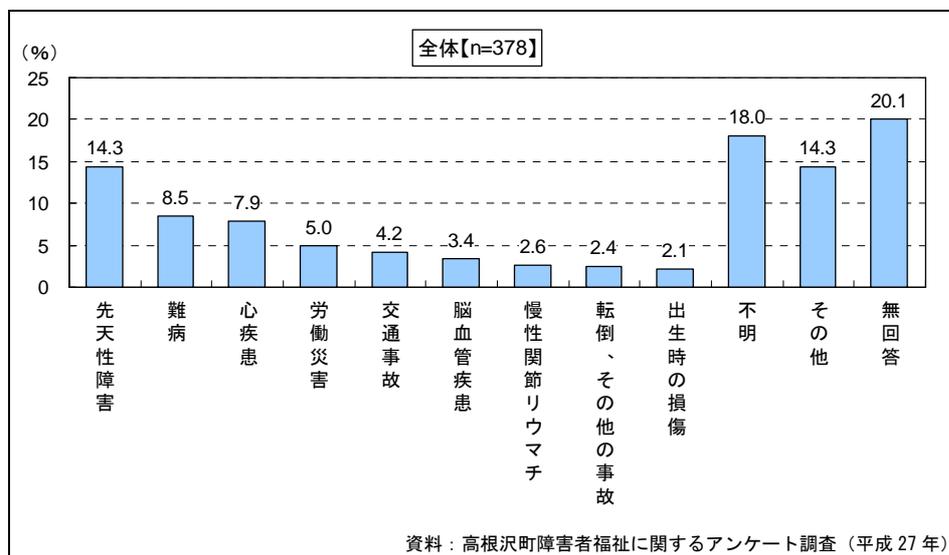
### 現状と課題

#### ▶健康づくりと障害の早期発見

##### ○乳幼児期

アンケート調査で障害の原因を尋ねたところ、全体的に無回答や「不明」が多く見られたものの、回答選択肢の中では「先天性障害」が最も多く挙げられたほか、「難病」「心疾患」なども上位に挙げられています。

■障害の原因（複数回答）



先天性の障害については、予防はもとより、早期発見から治療・療育に結び付けることで障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。そのため、健康診査や母子保健事業が非常に重要と言えます。

本町では乳幼児の健やかな成長を促すため、4か月、10か月、1歳6か月、2歳、3歳時に健康診査を実施し、医師、歯科医師による診察のほか、母親学級や赤ちゃん訪問、乳幼児相談等を開催し、疾病の早期発見・早期治療、疾病に伴う障害の早期発見・早期対応に努めています。

今後も、近年増加している発達障害も含めた乳幼児の障害に対応していくため、健康診査、相談事業、健康教育、保健師による訪問指導などの母子保健対策の充実を図る必要があります。

## ○成人期

成人の障害の原因となる「心疾患」「脳血管疾患」などの疾病の多くが、長年の運動不足や食生活、休養不足等の生活習慣が原因となり、引き起こされる「生活習慣病」とされています。本町では、成人の健康づくり対策として、特定健康診査及び各種がん検診のほか、健康教育や健康相談に取り組み、生活習慣病予防を推進しています。

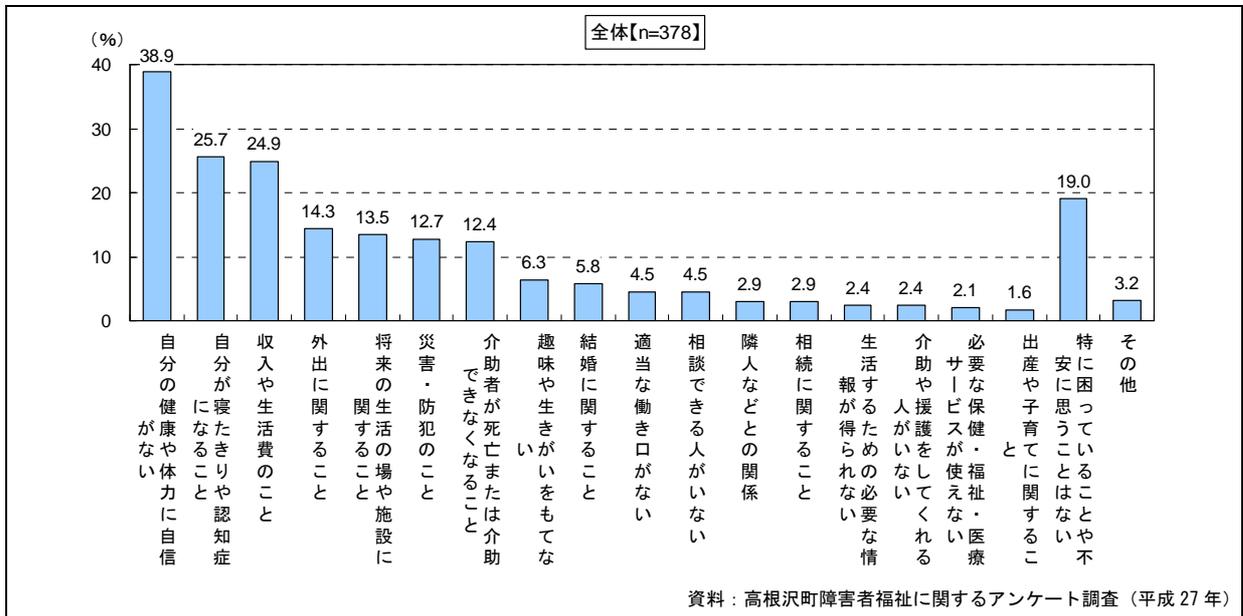
成人においては、壮年期から高齢期の障害につながる多くの疾病の予防や早期発見に重点を置き、健康診査の受診率向上に努めるとともに、健診後の生活習慣改善指導等、事後指導の充実を図ることが必要です。さらに、健康教育を推進し、運動やレクリエーション、食生活改善、休養をとるなどの自らの健康づくりについての意識啓発を推進することが重要です。

また、ストレス社会の現代においては、うつ病などが増加していますが、精神障害に対する理解はまだ十分とは言い難く、本人にも打ち明けることに抵抗感があるなど、早期対応、早期治療に結びつかない現状があります。そのため、精神的健康の保持・増進についての啓発を図るとともに、「心の健康づくり」に関する健康教育、健康相談等の充実を図っていくことが必要です。

## ▶障害者の健康管理・医療リハビリテーション

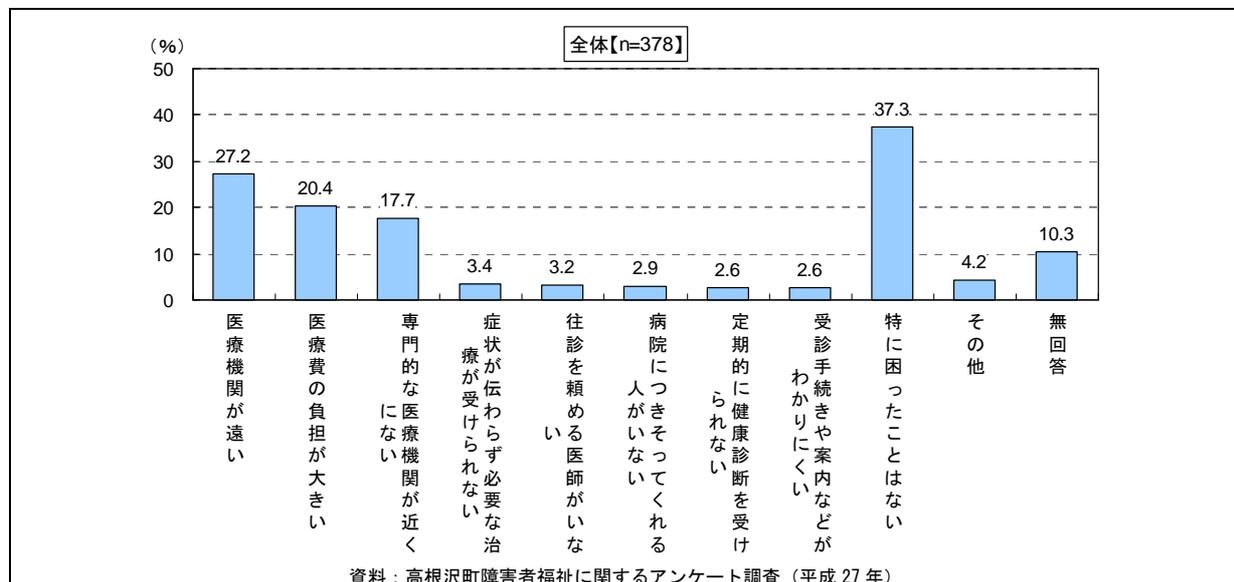
アンケート調査で、現在の生活で困っていることや不安に思っていることを尋ねたところ、「自分の健康や体力に自信がない」が最も多く挙げられました。

### ■現在の生活で困っていることや不安に思っていること（複数回答）



また、健康管理や医療について困ることについては、全体の4割近くは「特に困ったことはない」と回答しているものの、「医療機関が遠い」「医療費の負担が大きい」「専門的な治療を行っている医療機関が近くにない」の回答が比較的多くみられました。

■健康管理や医療について困ること（3つまで）



医療機関の立地の問題に対しては、公共交通機関の整備、移動支援等により、可能な限り通いやすくなるよう支援を図ります。医療費の負担の問題に対しては、医療機関と連携しながら自立支援医療費制度や福祉医療費助成制度等の周知と理解促進に努める必要があります。

リハビリテーションに関しては、町の機能訓練事業は65歳以上の高齢者を対象に介護予防事業として実施している状況です。また、町内には障害福祉サービスの機能訓練の提供事業所はないことから、利用希望者には医療機関や訓練施設等への情報提供や周知を図ることが必要です。

また、難病対策については、矢板健康福祉センターが中心となって地域における難病患者に対する相談、保健指導、医療給付等を行っていますが、町としても矢板健康福祉センターとの連携を図りながら相談・情報の提供等を行い、難病患者やその家族への支援を図ることが求められています。

## 施策の展開

### 施策1 障害の発生予防と早期対応の推進

障害の発生予防や早期発見・早期対応のためには、定期的な健康診査を受診するとともに、生活習慣の改善を行って規則正しい生活習慣を身に付けることが大切です。そのため、保健事業を推進するとともに、健康診査の受診や主体的な健康管理を促進します。

また、現代のストレス社会における精神障害の予防については、心の問題に関する相談対応のほか、心の健康づくりに関する健康教育の充実を図ります。

#### 1) 健康診査と健康管理の推進

項目と内容
<b>①健康診査の受診勧奨</b> 健康診査は、障害の原因となる疾病や異常の早期発見・治療において重要な役割を果たすことから、更なる受診率の向上を目指し、健康診査に関する広報活動と受診の啓発を図ります。
<b>②健診事後指導の充実</b> 健康診査受診後の事後指導の一層の充実を図り、障害等の「早期対応」「早期治療・早期療育」「リハビリテーションの実施」「障害福祉サービスの提供」など、一連の対応を適切かつ効果的に進めます。
<b>③保健事業の充実</b> 保健師による訪問指導や健康教育、妊産婦・母子や中高年齢層を中心とした健康づくり講座を実施し、生活習慣病予防に関する知識の普及や健康管理意識の向上を図ります。

#### 2) 精神保健対策の推進

項目と内容
<b>①心の健康づくり</b> 家庭、学校、職場、地域を問わず、あらゆる場において精神疾患を予防するため、教育関係部局やNPO等と連携を図り、心の健康づくりを推進します。また、町内の企業に対し、新たに導入されたストレスチェック制度の周知と啓発に努めます。
<b>②相談体制の充実</b> 精神障害者が、地域で生活する上での不安や健康・医療に関する悩みなどに対し、矢板健康福祉センターや医療機関との連携を図りながら、相談支援事業者や保健師を中心とした相談支援体制の充実に努めます。
<b>③精神障害の理解に関する普及啓発の推進</b> 地域において精神障害に対する住民の誤解や偏見が未だに存在しているため、精神障害に対する正しい知識の普及啓発に努めます。

## 施策2 医療リハビリテーションの充実

障害者には、定期的な医療を必要とする人も多く、特に難病の人は療養が長期にわたるため精神的・経済的な面にも配慮した保健・医療事業の展開が求められています。さらに、障害を軽減し自立を促進するためには、リハビリテーションが重要な役割を果たしていることから、医療及びリハビリテーションの一層の充実を図ります。

### 1) 医療リハビリテーションの利用促進

項目と内容
<b>①医療機関等の情報提供</b> とちぎリハビリテーションセンターやその他の医療機関・訓練施設等についての情報提供を行い、必要な医療リハビリテーション等の利用の促進を図ります。
<b>②医療費助成制度等の広報</b> 自立支援医療制度や重度心身障害者医療費助成制度等についての周知に努め、必要な医療リハビリテーション等の利用の促進を図ります。
<b>③広域連携による医療リハビリテーションの体制整備</b> 症状や状況に応じた治療や障害の実態にあったリハビリテーション等が適切に受けられるよう、県及び近隣市町、郡市医師会、町内及び近隣の医療機関との連携を図り、広域的な医療リハビリテーション体制の整備に努めます。

### 2) 難病患者に対する支援の充実

項目と内容
<b>①情報提供の推進</b> 矢板健康福祉センターやとちぎ難病相談支援センターと連携し、難病患者やその家族に対し、必要な情報の提供に努めます。
<b>②ニーズの把握と支援体制の充実</b> 町健康福祉課や矢板健康福祉センター等の相談窓口やアンケート等を通して、難病患者が抱える不安やニーズの把握に努めます。 難病患者を対象とした障害福祉サービス等の周知と利用支援を図るため、医療機関を中心とした連携体制の充実に努めます。

## 基本目標3 健やかに成長するために

### 現状と課題

#### ▶早期療育体制

障害のある子どもが個性を発揮し、その能力や可能性を最大限に伸ばしていくためには、早期の対応が重要であり、本町では療育機関との連携のもと必要な支援を行っています。

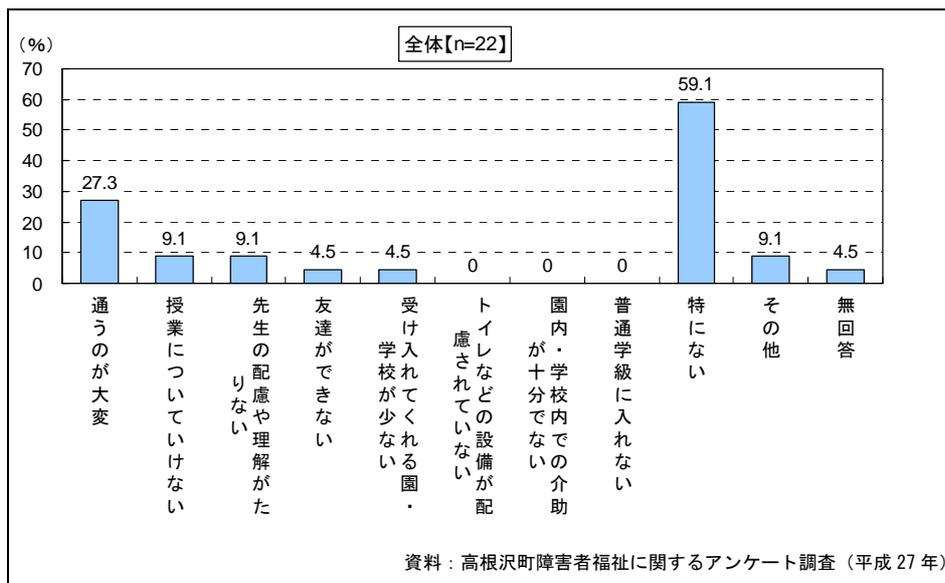
今後も、乳幼児の健康診査において発達状況を確認するとともに、早期対応が必要な乳幼児が発見された場合には、専門機関における経過観察や療育が受けられるよう関係機関につなげていくためのネットワークの構築や専門家による支援を更に充実させていく必要があります。

また、障害児を持つ親にとって、地域の中で、他の子どもや大人たちとともに育っていけることが重要であることから、児童福祉法に基づく通所支援サービスなどの障害児を対象にしたサービスの提供を確保していくことも必要です。障害児を持つ親たちが、安心して家庭や地域で生活することができるよう、ホームヘルプサービスやショートステイなど、障害福祉サービスの充実を図ることにより、障害児を抱える家族の「生活の質（QOL）」の向上に努めることが必要です。

#### ▶保育園・幼稚園・小中学校の受入れ体制

障害児の療育は、町内に専門施設がないため、他市町の施設を利用していますが、集団保育・教育が可能な障害児については、町内のすべての保育園において受入れています。また、小中学校では、特別支援学級の設置、特別支援教育補助員の配置など、特別支援教育の充実を図っています。

#### ■通園・通学して困っていること（3つまで）



アンケート調査において、通園・通学していると回答した人に困っていることを尋ねたところ、全体の6割近くは「特になし」と回答したものの、回答選択肢の中では「通うのが大変」が最も多く、「授業についていけない」「先生の配慮や理解がたりない」「友達ができない」「受

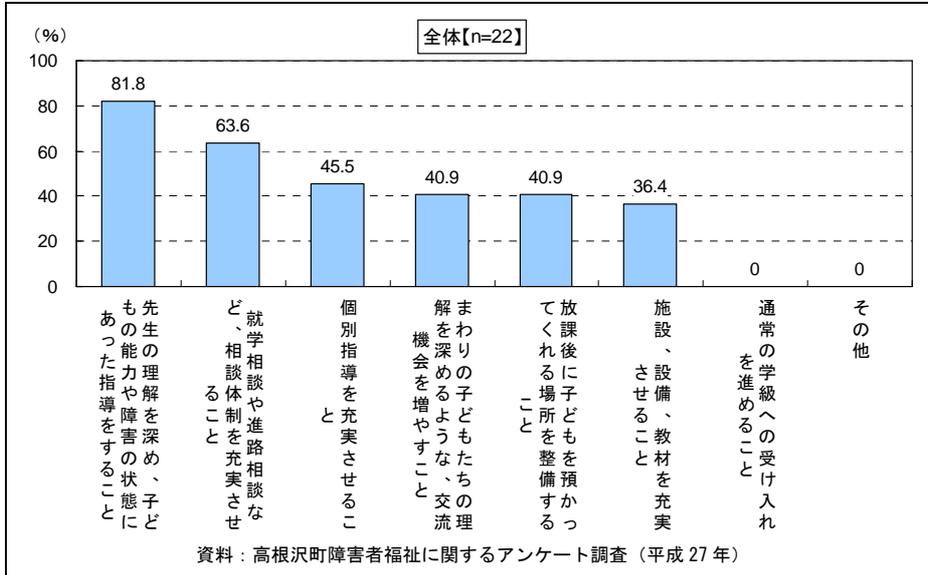
け入れてくれる園・学校が少ない」などの回答が挙げられました。

障害のある子どもが集団生活の中でともに成長していくため、子どもの状況に応じた保育・教育環境の充実が必要です。

▶ **学校教育の環境**

アンケート調査において、障害のある子どもが学ぶための環境で望ましいと思うことを尋ねたところ、「先生の理解を深め、子どもの能力や障害の状態にあった指導をすること」が最も多く、「就学相談や進路相談など、相談体制を充実させること」がそれに次いで多く挙げられました。

■ **障害のある子どもが学ぶための環境について望ましいと思うこと（複数回答）**



学校教育においては、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症など特別なニーズのある子どもについて一人ひとり適切に対応していくことが必要です。そのためには、学校のすべての教員の障害児教育に関する知識・技能の向上が求められます。

さらに、保護者に対しては、障害児教育に関する情報を適切に提供し、子どもの障害の種類や程度に応じた望ましい就学ができるよう、町教育支援委員会をはじめとする就学に関する相談・支援体制の充実を図ることが必要です。さらに、卒業後の進路についても、障害児の能力や適正に配慮した相談支援に努める必要があります。

▶ **学童保育・交流教育の場**

本町では、「児童館きのこのもり」において障害児養育支援事業を実施し、学齢障害児を対象とした就学児デイサービスを行っています。事業を受託している「障害児者生活支援センターすまいる」では、利用者の状況を的確に把握し、学校、家庭と連携を図りながら、児童の自立に向け、将来像を見据えた支援を展開しています。

さらに、「児童館きのこのもり」では、学童保育を通じて障害のある児童とない児童の交流が図られています。また、小さい子からお年寄りまで世代を越えたあらゆる町民のふれ合いの場として広く利用されています。

今後も、本町において、障害がある・ないに関わらず、分け隔てなく児童が育っていく環境を提供していく上で、さらには、保護者の負担を軽減するためにも非常に重要な事業であることから、実施体制や事業内容の改善を図りながら、事業を継続していく必要があります。

## 施策の展開

### 施策1 早期療育体制の整備

障害児が持っている可能性を最大限に伸ばすためには、できるだけ早期に障害を発見し、必要な治療と指導訓練を行うことが重要です。すべての子どもが地域社会の中で健やかに成長するため、障害の早期対応・早期療育体制の整備を図ります。

#### 1) 保健・医療・福祉の連携

項目と内容
<b>①発達に関する相談・指導の推進</b> 3歳児以後の集団生活において問題が生じてくる広汎性発達障害等の発達障害を早期に発見し、適切な療育へとつなげるため、発達相談や5歳児を対象にした「のびのび相談」を実施し、心理判定員や保健師等が面接・指導を行います。
<b>②総合的な療育体制づくり</b> 医療・福祉・保育・教育などの各分野の関係機関の連携のもと、障害児を持つ家族への適切な情報提供・相談支援体制の推進、保育体制の充実、教育的リハビリテーションの拡充等を図り、総合的な療育体制づくりに努めます。

#### 2) 療育環境の整備

項目と内容
<b>①障害児保育等の充実</b> 集団保育・教育が可能な障害児について、社会への適応力を効果的に伸ばすため、障害がない児童との交流保育・教育を推進します。そのため、保育園や幼稚園において、保育士等の研修や保育環境や体制の充実の支援に努めます。
<b>②障害児養育支援事業（就学児デイサービス）</b> 特別支援学校及び普通学校の特別支援学級に通う障害児の放課後や長期休暇時における一時預かりの場所を提供し、障害児の健全育成はもちろん、保護者の介護負担の軽減を図ります。
<b>③児童福祉法に基づく障害児福祉サービスの確保</b> 近隣市町との連携を図り、児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制の確保・充実に努めます。また、福祉サービスの情報提供を図り、必要な在宅障害児の利用支援に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）</li> <li>●障害児相談支援</li> </ul>

## 施策2 障害児に対する教育の充実

障害児の教育の大きな目的は、将来、社会的に自立していきいきと生活していくことができるための基礎・基本を身につけることであり、そのためには一人ひとりの障害の種類・程度、能力・適性等に応じた適切な教育を行うことが必要です。地域社会の中で健やかに成長できるよう、子どもの障害の状態に応じたきめ細やかな教育が受けられ、地域の子どもたちと共に育つことのできる環境づくりを推進します。

### 1) 就学支援及び学校教育の充実

項目と内容
<p><b>①教育相談・就学支援の充実</b></p> <p>障害の程度、種類に応じた就学ができるよう、早期の教育相談体制の充実を図るとともに、教育・保健・福祉部門の連携を推進し、障害児教育に関する情報提供の充実、障害児を持つ保護者との連絡を緊密にするなど、相談と就学支援に努めます。</p>
<p><b>②特別支援教育の充実</b></p> <p>学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の発達障害を含めた障害児の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの特性、発達段階に応じたきめ細かな教育を推進します。</p>
<p><b>③進路指導の支援</b></p> <p>卒業後の進路を円滑にするため、特別支援学校や相談支援事業者・NPO等の関係機関との連携を図り、職場実習の受け入れなど、障害児の適性把握と進路指導の支援を図ります。</p>

### 2) 交流教育の推進

項目と内容
<p><b>①児童館を活用した交流教育の推進</b></p> <p>「児童館きのこのもり」を核とし、「児童期からの障害者との交流」をテーマに、学童保育を通じた障害のある子どもとない子どもの交流教育を推進します。</p>
<p><b>②交流事業の充実</b></p> <p>自閉症などの発達障害や知的障害のある児童がいる家族を対象とした「熱気球ふれあい事業」には、中高生を含む多くのボランティアが参加しており、障害への理解促進と障害児との交流が図られています。</p> <p>今後も、町内で実施している交流事業等を通じて、障害のある人もない人も共にふれあえる交流活動を推進します。</p>

## 基本目標4 いきいきと楽しく暮らすために

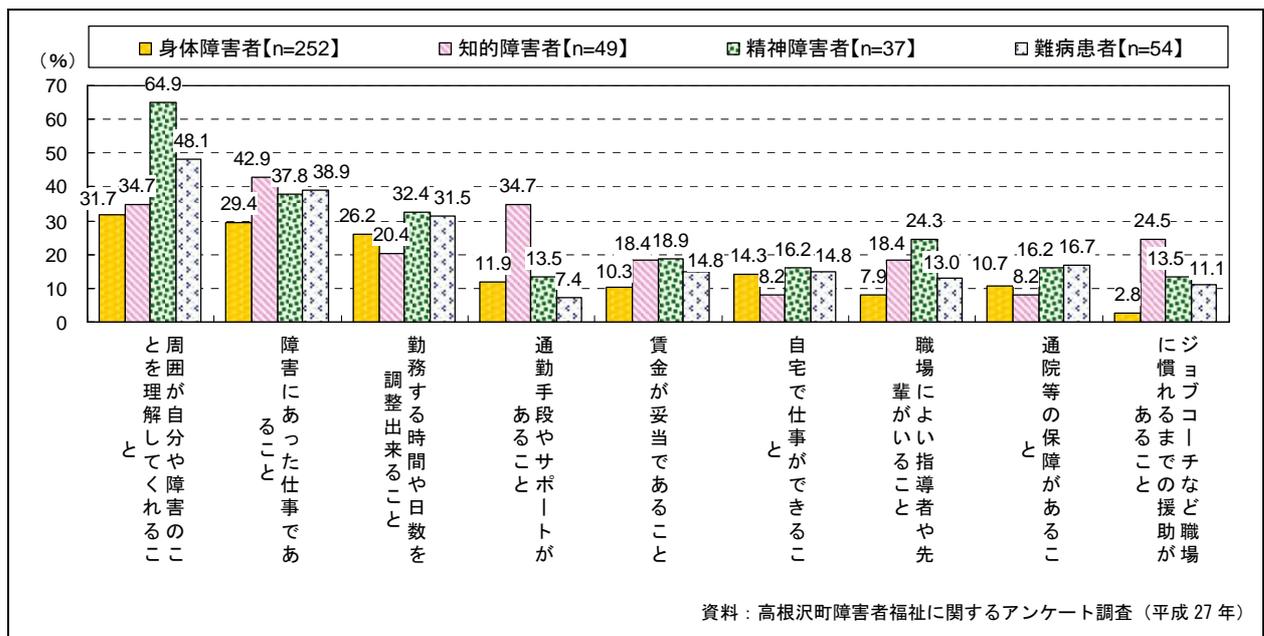
### 現状と課題

#### ▶障害者の雇用・就労

前出（p18）の栃木県内の民間企業の障害者雇用の状況を見ると、雇用数は年々増加していますが、雇用率は全国水準をやや下回っている状況にあり、本町及び近隣においても障害者雇用の更なる取り組みが望まれる状況にあると考えられます。

また、アンケート調査からは、障害者が働くために必要なこととして、身体・精神障害者及び難病患者では「周囲が自分や障害のことを理解してくれること」が最も多く挙げられています。一方、知的障害者では「障害にあった仕事であること」のほか、「通勤手段やサポートがあること」も多く挙げられており、障害の種類により就労に必要な条件が異なる状況がうかがえます。

#### ■障害者が働くために必要なこと（3つまで） ※上位回答

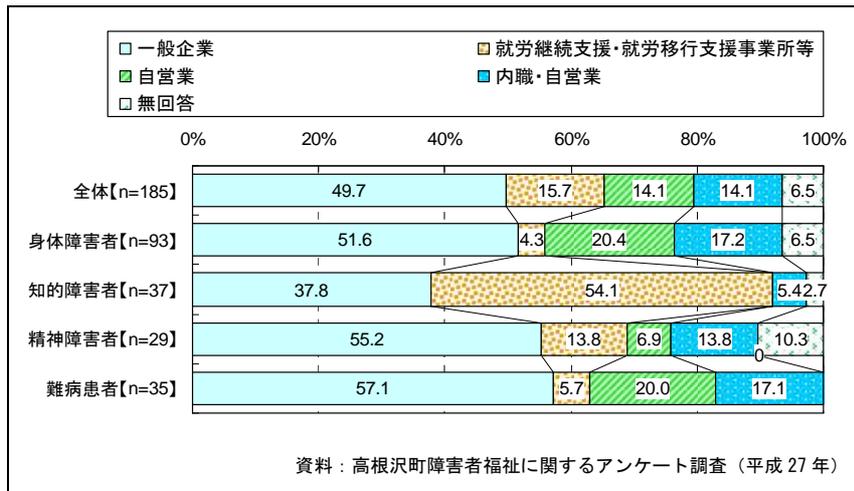


そのため、相談支援事業者やハローワーク（公共職業安定所）、企業等との連携を深め、障害者雇用の理解と協力を促していくことが今後も必要です。さらに、障害者に対しては、相談の充実や障害者雇用事業者についての情報提供をはじめ、障害の種類や程度、個人の適正に応じた能力を開発する訓練や就労などの総合的な支援を図ることが求められます。

#### ▶サービス提供等を通じた福祉的就労

アンケート調査において、働く意向があると回答した人にどんなところで働きたいか尋ねたところ、身体・精神障害者及び難病患者では「一般企業」でしたが、知的障害者からは「就労継続支援・就労移行支援事業所」が最も多く挙げられました。

■ どんないきどころで働きたいか（1つ）



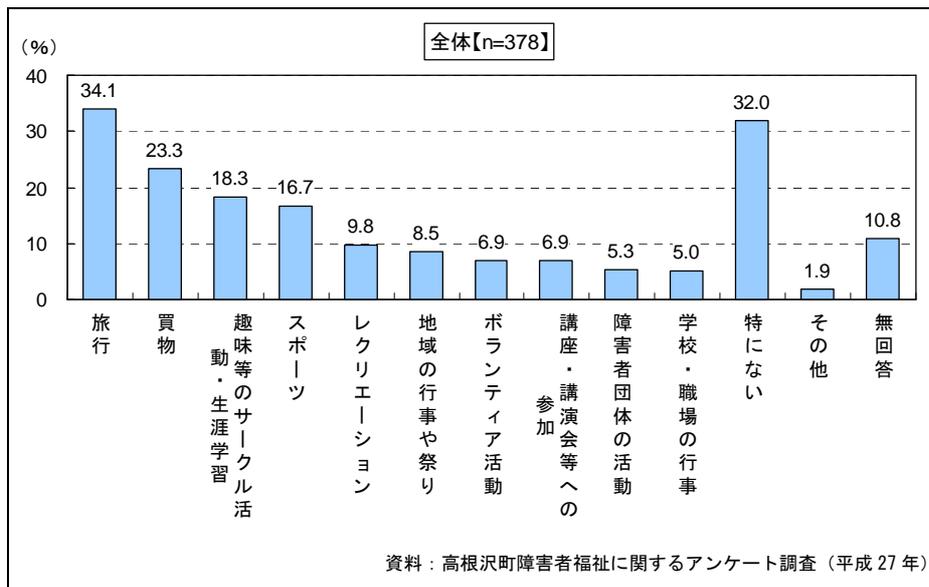
町内には就労継続支援 B 型・就労移行支援事業所として、「いぶき」「フループ」「拋り所えん」「あさひ」の4施設があり、民間企業や在宅での一般就労を目指す人の職業訓練の場、また、就労意向がありながら就労できない人の就労の場となっています。しかし、雇用契約に基づきながら

一般就労を目指す就労継続支援 A 型事業所が町内にはなく、町外の施設を利用している状況です。今後も福祉的就労の場に関する情報を収集してその周知を図るとともに、身近な地域における就労や日中活動の場を確保するため、施設整備やサービス提供の充実を促進する取り組みが必要です。また、一般就労が可能な人については、本人の希望に応じてより多くの雇用・就労につながるよう、支援していくことが重要です。

▶ 障害者の余暇活動

本町においては、障害者団体や NPO により、障害者を対象にしたスポーツ大会が開催されています。そのほか、町では、県や地区で開催する各種文化・スポーツ大会への参加を促進しています。アンケート調査では、今後、余暇活動としてどのような活動をしたかを探ったところ、「旅行」「買物」に続いて、「趣味等のサークル活動・生涯学習」「スポーツ」「レクリエーション」「地域の行事や祭り」なども多く挙げられています。

■ 余暇活動としてどのような活動をしたか（複数回答）



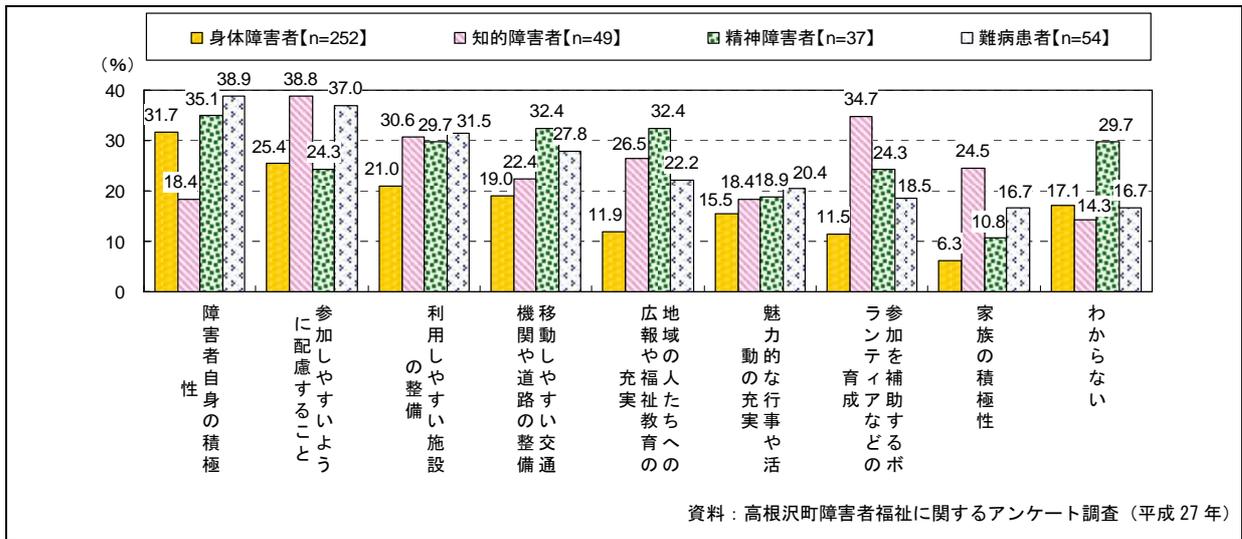
そのような活動に、今後より多くの人参加できるように機会の拡充を図るとともに、情報提供を積極的に行う必要があります。さらに、障害者に理解の深い指導者やボランティアの養成、施設運営での配慮等に努め、障害者が参加しやすい環境整備を進めることが重要です。

▶障害者の社会参加と地域における交流・ふれあい活動

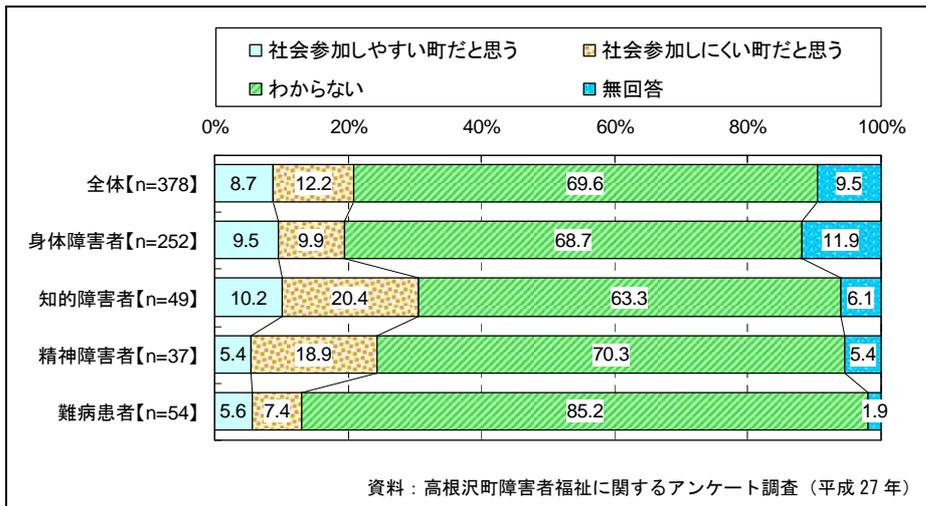
本町では、障害者同士、または障害のある人とない人との交流や情報交換の場として、障害者団体や社会福祉協議等が主催する交流活動やふれあい活動が行われています。

アンケート調査において、障害のある人が地域や社会に積極的に参加するために大切なことを尋ねたところ、身体・精神障害者及び難病患者では「障害者自身の積極性」、知的障害者では「参加しやすいように配慮すること」が最も多くなっています。そのほか、知的障害者からは「参加を補助するボランティアなどの育成」、精神障害者からは「移動しやすい交通機関や道路の整備」「地域の人たちへの広報や福祉教育の充実」も多く挙げられるなど、それぞれの意見の特徴も表れています。

■障害者が地域や社会に積極的に参加していくために大切なこと（複数回答）



■高根沢町は障害者が「社会参加しやすい」町だと思うか（1つ）



また、高根沢町については、「社会参加しにくい町だと思う」が「社会参加しやすい町だと思う」を上回っているほか、知的障害者では「社会参加しにくい町だと思う」の割合が他の障害に比べて相対的に高くなっています。

このような意見を踏まえ、今後は、障害者の積極性を引き出していくことに加え、参加しやすい環境を整えていくことが必要です。

行政・障害者団体・NPO等が連携・協力し、交流機会を拡大して広く町民の交流・ふれあい活動の促進を図るとともに、町内の各種行事等については障害の有無に関わらず全町民参加型にしていくような運営上の配慮や措置などが求められます。

## 施策の展開

### 施策1 就労と雇用の促進

障害者が就労により自立することは、障害者が地域において生活する上で最も根幹を成す部分であり、社会参加の面でも重要なことです。また、毎日をいきいきと楽しく暮らすためにも、個人の能力と適性に応じて就労できる場があり、日常の生活の中で生きがいを見出せることはとても重要であると言えます。

#### 1) 就労支援の充実

##### ①一般就労に向けた支援

ハローワーク（公共職業安定所）との連携のもと、役場への巡回相談等により一般就労支援を行います。また、栃木障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、商工会等との連携を図りながら、雇用・就労の促進に努めます。

##### ②障害者による生産品等の需要の増進

障害者の経済的自立を支援するため、障害者就労施設等が供給する物品等に対する障害者就労施設等の受注の機会を確保する障害者優先調達を推進します。

さらに、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図るため、その周知やPRに努め、消費者の理解の促進を図ります。

#### 2) 雇用の促進

##### ①障害者雇用の啓発

ハローワーク（公共職業安定所）など関係機関との連携のもと、町内及び近隣企業に対して障害者雇用に関する各種助成制度等の周知を図り、障害者雇用に対する理解と積極的な取り組みを求めています。

##### ②障害者就労施設の充実

利用実態や利用者のニーズを把握しながら、障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害者就労施設等の整備に必要な経費の補助を行います。

## 施策2 社会参加と地域交流の促進

障害者の社会参加は、たくさんの人とのふれあいや交流によって、自分自身の価値観や考え方が変わったり、活動範囲が広がったりと、その生活をより豊かにすることができます。町内の様々な場で交流の輪が広がるよう、文化・スポーツや地域活動などにおける障害者の社会参加機会の拡充を図ります。

### 1) 社会参加の促進

項目と内容
<b>①スポーツ・レクリエーション・文化活動の促進</b> 障害者のそれぞれのニーズに応じ、スポーツ・レクリエーション・文化活動の参加の支援に努めます。 一般の各種講座・教室等についても、障害者が気軽に参加できるよう、ボランティアや NPO 等の協力を得ながら参加しやすい環境整備を図ります。
<b>②ボランティア活動の参加促進</b> 障害者は自らがボランティア活動に参加していくことが、障害者の社会参加を促進する上で大切なことから、障害者がボランティア活動に参加できる環境づくりに努めます。
<b>③障害者団体への加入促進</b> 障害者団体に関する情報提供を積極的に行い、障害者の障害者団体への加入を促進し、団体の育成と活動支援を図ります。

### 2) 地域交流の促進

項目と内容
<b>①地域コミュニティ活動の促進</b> 障害の有無や年齢に関係なく利用可能な「居場所」や「ふれあいの場」づくりを支援し、障害者の社会参加の機会を提供するとともに、地域住民との相互交流の促進を図ります。 障害者に対しては、参加意欲を喚起し、積極的な交流を促していきます。
<b>②行事やイベント等における配慮の促進</b> 地域における各種行事・イベント等に、障害者が積極的に参加できるよう、事業内容や運営方法の改善をはたらきかけます。

## 基本目標5 社会のバリアを取り除くために

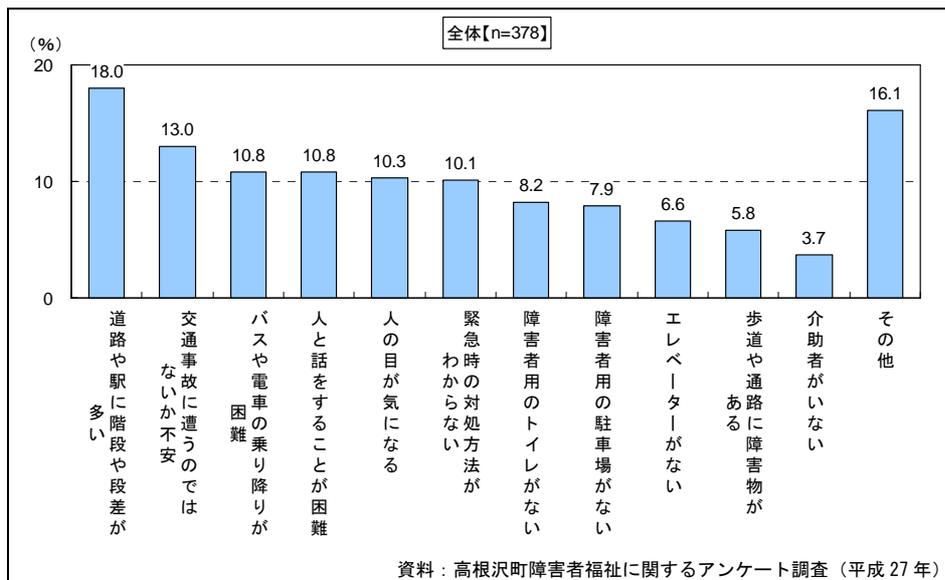
### 現状と課題

#### ▶ 町内の生活環境 ～移動・交通・住まい～

本町では、障害者の社会参加活動等の外出の支援をするため、移動支援事業や福祉有償運送事業を行っています。

また、本町の交通環境については、既存の公共交通・町営バス（福祉バス・元気あっぴバス・スクールバス）の総合的な見直しを行い、「ドア to ドア」のデマンド交通システム（デマンドバス）を導入し、交通弱者と言われる高齢者等をはじめ、すべての人が安心して手軽に利用できる「地域の足」としての役割を担っています。

#### ■ 外出の際に困ること・不便に感じること（複数回答）



アンケート調査では、外出の際に困ることや不便に感じることを尋ねたところ、「道路や駅に階段や段差が多い」が最も多く挙げられており、障害者にとって身近な生活環境における物理的バリア（障壁）が残されている状況がうかがえます。

このように、障害者の円滑な行動に必要な道路や公共交通機関の設備や環境を整えていくため、町内の実態を把握しながら計画的・段階的にバリアフリーのまちづくりを推進していくことが重要です。さらに、交通事業者をはじめ関係機関に対し、障害者等に配慮した対策を実施、充実するよう要請していくことも必要です。

建築物のバリアフリー化に関しては、「バリアフリー新法」や「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」の理念や具体的対策などの普及・啓発に取り組むとともに、特に公共性・公益性の高い建築物に関しては、県の関係機関との連携のもと、法の水準を満たすよう所有者の理解・協力を求めていく必要があります。

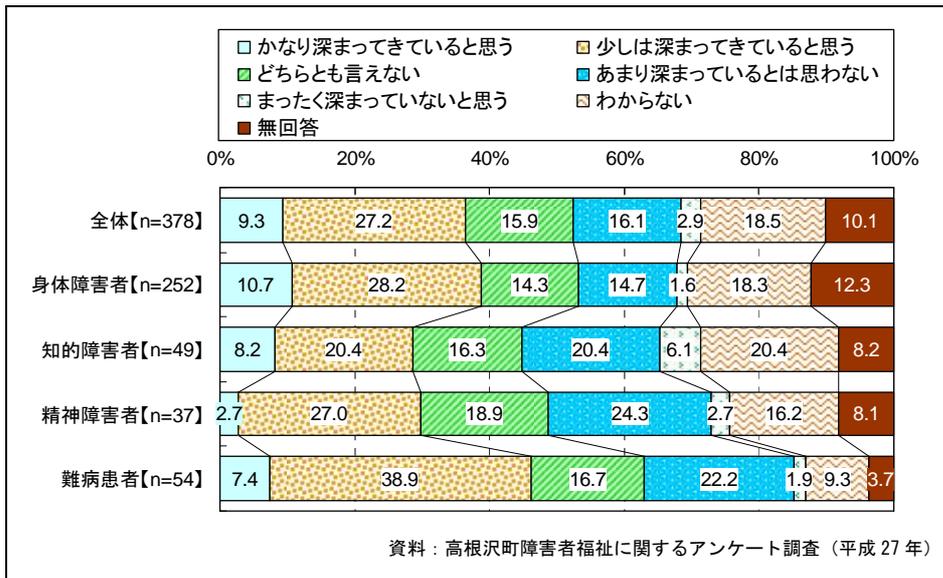
また、人の活動の場は、自宅、地域、職場、そのほかと広がっていきませんが、「自分らしい暮らし」の基盤は言うまでもなく「家」です。p20のアンケート調査結果からも、本町では自宅で生活する障害者が多いことから、個人の障害や生活形態に合った住宅のバリアフリー化を促進するとともに、住宅改造・改修が困難な場合にはその問題点を探り、効果的な支援方を検討する必要があります。

▶障害者理解のための広報・啓発と福祉教育

本町では、広報紙やパンフレット等を利用し、障害者や障害に関する広報・啓発活動を行っています。また、社会福祉協議会、相談支援事業所、NPO 等における活動等を通じて広報・啓発活動に努めています。

また、福祉に関する教育としては、学校教育においては、福祉についての理解や関心を高めるとともに、思いやりの心、協力や奉仕の態度などを養うための人権教育を実施しています。地域においては、民生委員・児童委員を中心とした地域福祉の担い手を対象に、障害者や高齢者・介護などに関する研修会を開催しています。

■近年、社会全体で障害のある人への理解が深まってきていると思うか（1つ）

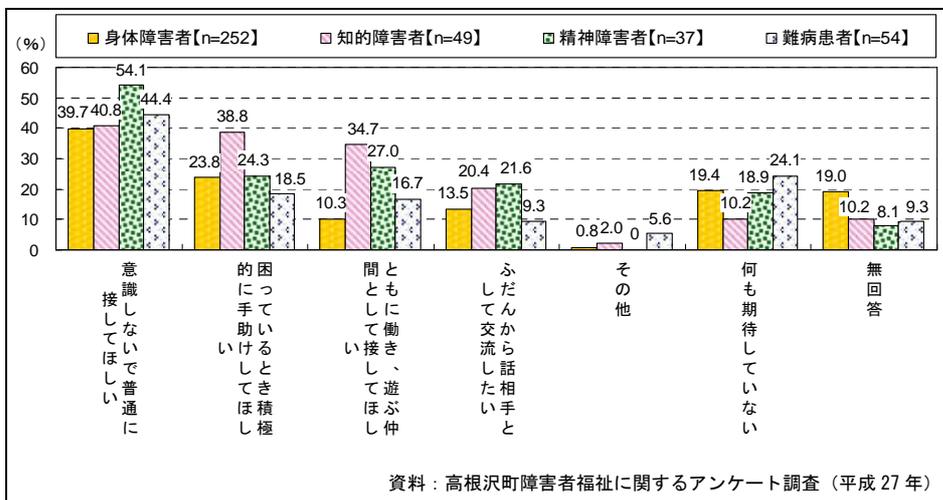


また、ここ数年で障害のある人への理解が深まったと思うか尋ねたところ、全体では『深まったと思う割合』（「かなり深まってきていると思う」と「少しは深まってきていると思う」の合計）は36.5%にとどまっています。近年、障害と障害者に対する

社会的理解は深まってきたと言われていますが、本町の障害者の意見からは、周囲の理解が深まったとは必ずしも言えない状況がうかがえます。

さらに、障害のない人に対して何を期待しているか尋ねたところ、身体・知的・精神障害者及び難病患者いずれも「意識しないで普通に接してほしい」を最も多く挙げています。

■障害のない人に対して何を期待しているか（1つ）



その中でも、知的障害者については、「困っているとき積極的に手助けしてほしい」「ともに働き、遊ぶ仲間として接してほしい」の回答割合が他の障害に比べて高くなっています。

このように、障害者の多くは、障害のない人に対して意識しないで普通に接してもらいたいことを望んでいるほか、知的障害者においては、積極的に手助けしてほしい、仲間として接してほしいと期待する人も少なくありません。

したがって、今後は、障害者を取り巻く心理的障壁を取り除くこととともに、すべての町民が障害者を特別に意識することなく普通に接する態度や手助けできる実践力等を身に付けることが大切です。そのためには、特に、幼少時代から障害がある人を普通に受け入れることを体感できるよう、子どもの発達段階に応じ、学校教育、交流学習・ボランティア活動などの具体的な実践活動の中で学習することが重要と言えます。

幅広い年代の町民に対し、障害についての多様な啓発・広報活動を進めるとともに、学校教育や社会教育において、ノーマライゼーションの理念の浸透を図る福祉教育を推進する必要があります。

### ▶ ボランティア活動・地域福祉活動

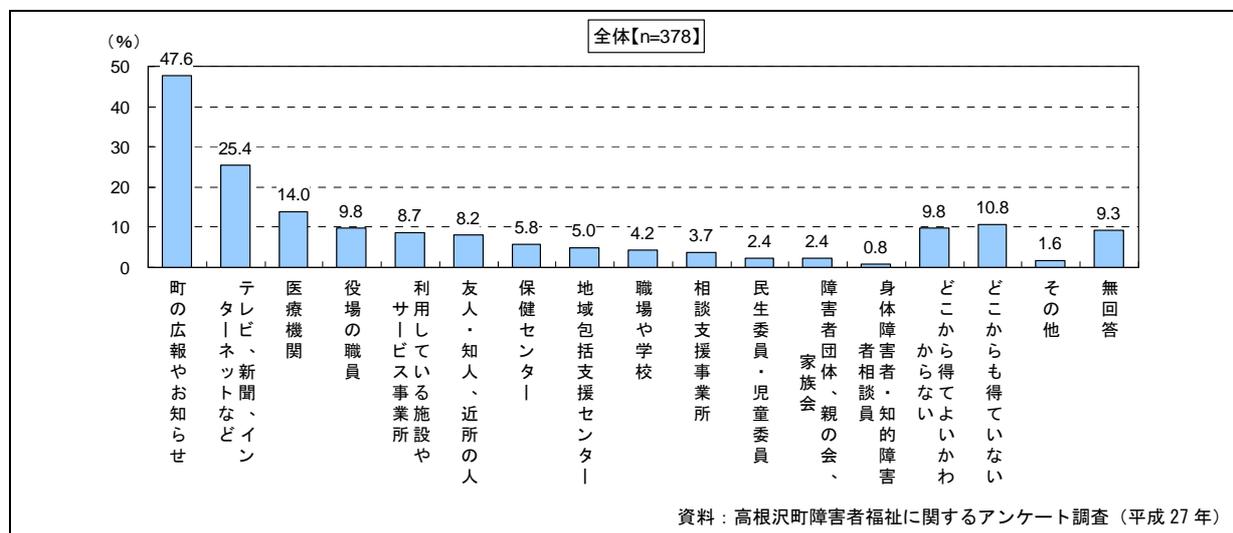
障害者が住み慣れた地域で自立した生活を営むためには、暮らしを支える多くの町民による福祉活動が必要です。

p20のアンケート調査結果からも、障害者の多くは将来的に住み慣れた家での生活を望んでいることから、今後、町民の福祉活動の必要性も高まり、ボランティアに対するニーズも多種多様になることが予想されます。障害者のニーズに応じた活動が展開できるよう、社会福祉協議会やNPOを中心に、ボランティア養成の充実を図るとともに、ボランティア活動に対する支援を強化していく必要があります。また、障害者自らがボランティア活動に参加していくことが、障害者の社会参加を促進する上で大切となるため、ボランティア活動において、障害者自身が参加できる環境づくりを進めていくことも必要です。

### ▶ 障害者の情報入手先と利用している情報通信機器

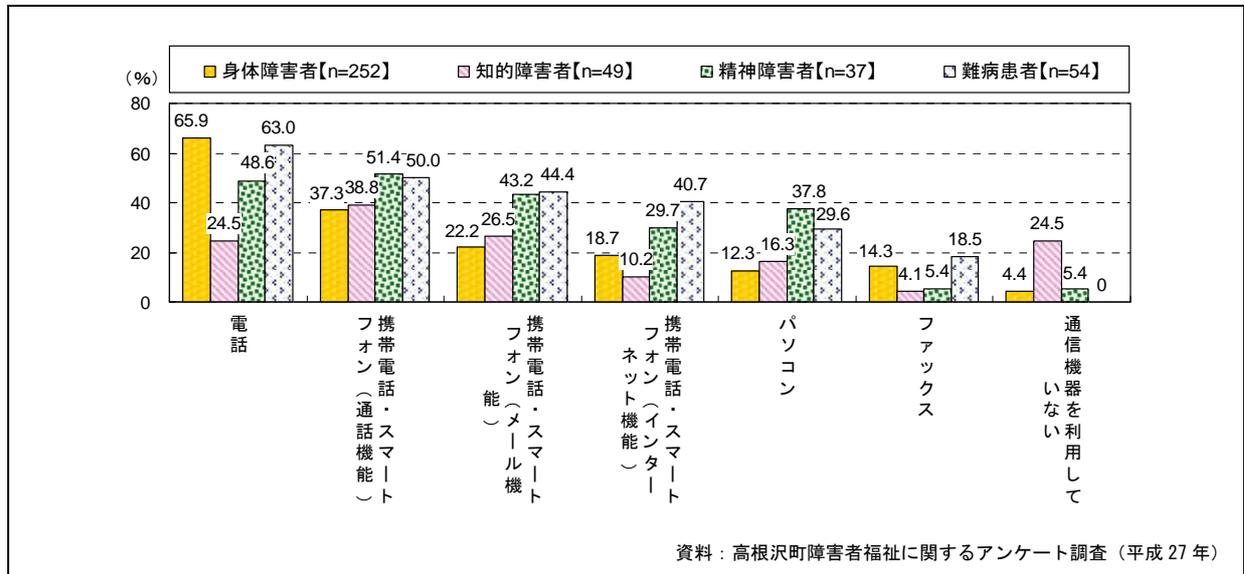
福祉の情報をどこから得ているか尋ねたところ、全体では「町の広報やお知らせ」が47.6%で最も多く、以下、「テレビ、新聞、インターネットなど」「医療機関」「役場の職員」などが上位を占めています。一方、9.8%は「どこから得てよいかわからない」と回答しています。

■福祉の情報をどこから得ているか（3つまで）



また、利用している通信機器等については、身体障害者及び難病患者では「電話」、知的障害者及び精神障害者では「携帯電話・スマートフォン（通話機能）」が最も多く挙げられています。精神障害者は「パソコン」をはじめ、利用する通信機器の回答割合が他の障害に比べて高い一方、知的障害者については「通信機器を利用していない」の回答割合が相対的に高くなっています。

■利用している通信機器（複数回答）



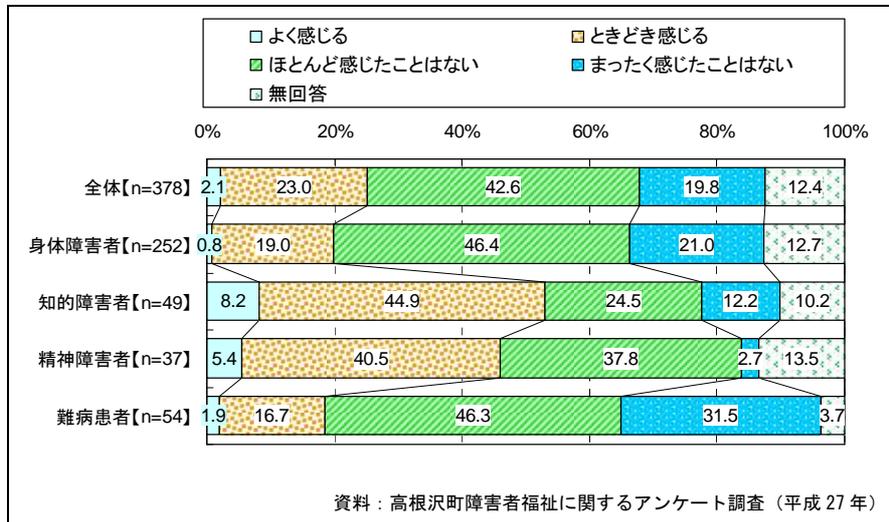
多くの障害者にとって、町の広報は重要な情報入手源となっていることから内容の一層の充実に努めるとともに、必要な情報を得ることができない障害者をなくすために、情報提供については医療機関や施設・サービス事業所等と連携して進めることが重要と言えます。

また、情報通信機器については、障害によって利用状況に違いがあること、その一方で携帯電話・スマートフォンについては障害等を問わず多く利用されています。そのような状況を踏まえながら災害等の緊急時を見据え、必要な情報を容易かつ確実に入手できる情報伝達の仕組みを検討していく必要があります。

▶障害者に対する差別

アンケート調査においては、日常生活で、差別や偏見、疎外感を感じることもあるか尋ねたところ、『差別や偏見、疎外感を感じたことがある割合』（「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計）は全体では25.1%にのびりました。

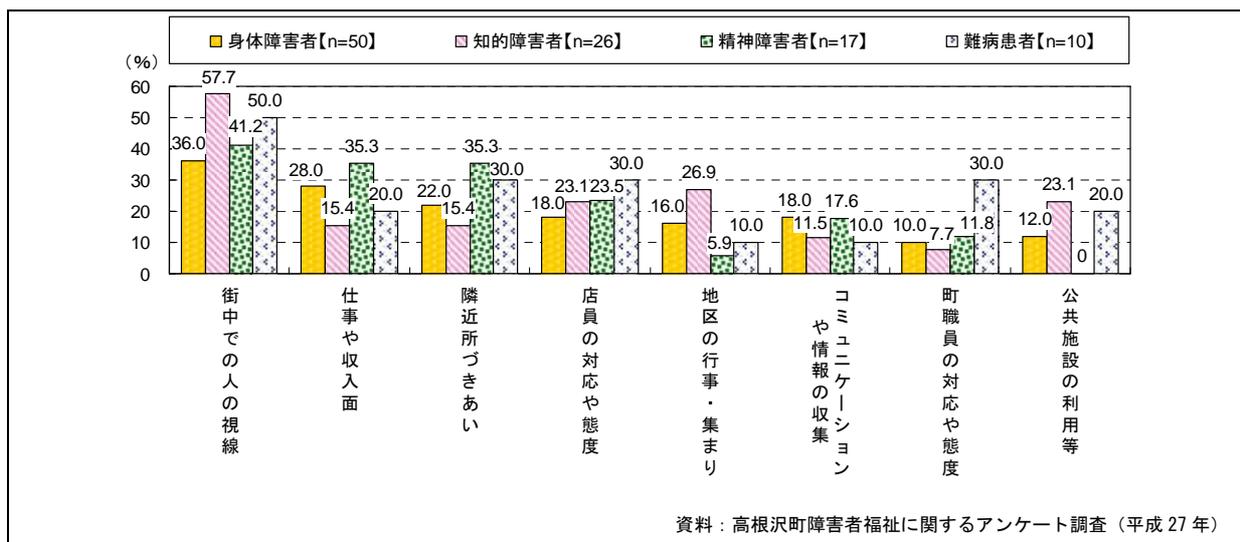
■日常生活で、差別や偏見、疎外感を感じることもあるか（1つ）



また、障害等の種類別にみると、『差別や偏見、疎外感を感じる割合』は知的障害者、精神障害者では他の障害者等に比べて高く、いずれも半数前後が差別や偏見など感じたと回答しています。

さらに、どのような場面で差別や偏見等を感じたか尋ねたところ、身体・知的・精神障害者及び難病患者いずれも「街中での人の視線」を最も多く挙げています。そのほか、知的障害者については「街中での人の視線」「地区の行事・集まり」、精神障害者では「仕事や収入面」「隣近所づきあい」、難病患者では「町職員の対応や態度」の回答割合が相対的に高くなっています。

■具体的にどのような場面で差別や偏見、疎外感を感じたか（複数回答）



このように、本町においては「街中」「地区」「隣近所」などの身近な地域で、障害者はいまだに差別、偏見や疎外感を感じている状況にあることから、行政の側から差別等の解消に向けて多様な配慮を促すなどの対策を講じる必要があります。

## 施策の展開

### 施策1 物理的バリアの解消

「物理的バリア」とは、鉄道やバスなどの移動手段、道路や駅などの交通施設、多くの人々が利用する施設や公益性のある建築物・店舗等が、障害者の利用に配慮された構造・設備、状態になっていないことを言います。本町において、障害者の日常生活や活動を阻害する物理的なバリアの解消を推進します。

#### 1) 交通・移動手段の整備

項目と内容
<b>①移動支援の充実</b> 障害者等の移動を支援し、行動圏の拡大を図るため、移動支援事業、福祉有償運送事業の充実に努めます。また、デマンド交通システムの運営・運行の研究を重ね、より便利で安心して利用できる仕組みづくりに努めます。
<b>②交通バリアフリー化の推進</b> 障害者等が自分の意思により自由に社会参加できるよう、「バリアフリー新法」の普及啓発を図り、段差解消等の整備の促進を図ります。 障害者が交通機関をより自由に利用できるよう、駅施設や駅周辺の歩行空間等を含めたより広い範囲でのバリアフリー化について、公共交通事業者等への普及・啓発に努めます。
<b>③建築物のバリアフリー化の推進</b> 「バリアフリー新法」及び「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、公共施設を円滑に利用できるように努めます。また、公共性・公益性の高い民間建築物の管理者等に対し、建築物の出入口の段差解消や身体障害者用トイレの設置、障害者に分かりやすい表示・案内などのバリアフリー化に向けた整備の普及・啓発に努めます。

#### 2) 居住環境の整備

項目と内容
<b>①住まいのバリアフリー化の推進</b> 障害者が住み慣れた自宅で、安全で快適に継続して生活が営めるよう、日常生活用具の給付などの助成制度の周知を図り、利用を促進します。
<b>②多様な住まいの確保</b> 障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用実態や利用者のニーズを把握しながら、グループホーム施設・設備の整備に必要となる経費の補助を実施します。

## 施策2 心のバリアの解消と共助の促進

「心のバリア」とは、障害者に対する誤った認識や偏見などを言い、障害者の地域社会における社会参加を阻害する大きな要因の1つとなります。広く町民に対し、啓発・広報や福祉教育を展開し、障害と障害者に対する理解を促すとともに、ボランティア活動などの共に助け合う活動を推進します。

### 1) 啓発・広報活動の推進

項目と内容
<p><b>①啓発・広報活動の推進</b></p> <p>障害や障害者に対する町民の理解と認識を深めるため、社会福祉協議会や障害者団体、ボランティア団体との連携を図り、広報やホームページなどを活用した広報と啓発活動を推進します。</p> <p>また、障害者の福祉について広く関心と理解を促すため「障害者週間」（12月3日～12月9日）や「発達障害啓発週間」（4月2日～4月8日）の周知を図ります。</p>
<p><b>②イベントの活用</b></p> <p>各種イベントを通して、障害者に対する理解を深めるための積極的な広報活動を行い、多くの町民やボランティア団体の参加を促します。</p>

### 2) 福祉教育の推進

項目と内容
<p><b>①学校教育における福祉教育の推進</b></p> <p>小中学校の学習の一環として、障害者への理解を深めるとともに、福祉の「こころ」を育てるため、総合的な学習の時間や職場体験学習等における福祉教育の充実を図ります。</p>
<p><b>②社会教育としての福祉教育の推進</b></p> <p>社会福祉協議会やNPOを中心に、障害者福祉施設等での体験機会の拡充などにより、地域における福祉教育の充実を図ります。また、生涯学習の場などを利用し、福祉教育の充実に向けたボランティア意識の高揚を図ります。</p>

### 3) 共助の推進

項目と内容	
<b>①人権意識の高揚</b>	<p>人権擁護委員等との連携のもと、障害者が地域住民の一人として等しく生きる「ノーマライゼーション」の考え方や、共に助け合う「共助」の心を広く涵養するため、障害者の人権や人格を尊重する意識の醸成及び相互扶助精神の啓発を推進します。</p>
<b>②ボランティア活動の充実</b>	<p>ボランティア活動が円滑、効果的に推進されるよう、関係機関・団体の連携を図り、ボランティア団体の主体的な活動や人材育成の支援に努めます。ボランティアリーダーなどの研修を充実し、指導者の養成・確保を図ります。</p> <p>また、障害者自身がボランティア活動に参加できる環境づくりに努めます。</p>
<b>③民生委員・児童委員等の活用</b>	<p>民生委員・児童委員等は、地域福祉の醸成に大きな役割を果たすことから、障害者に関する研修の充実、情報提供等に努めます。</p>



## 施策3 情報アクセシビリティの向上と行政上の配慮

障害が原因で通信・情報の活用が十分にできなかつたり、障害者であるがゆえに差別され、自らの権利や活動が制約を受けたりするようなことはあってはなりません。障害者も地域の住民の一人として、平等で、自由に、そして安心して地域社会の中で生活できる環境づくりと配慮に取り組めます。

### 1) 情報利用・意思疎通の支援

項目と内容
<p><b>①情報提供体制の充実</b></p> <p>障害者がさまざまな機会や場を通じて、各種制度や障害福祉サービス等の情報を入手できるよう、相談支援事業者や各関係機関との情報の共有化を図ります。</p> <p>また、町ホームページのウェブアクセシビリティを確保するとともに、障害者やその家族がいつでも簡単に情報を得ることができるようホームページからの情報発信に努めます。</p>
<p><b>②情報提供媒体の多様化</b></p> <p>朗読ボランティアによる視覚障害者への広報誌等の録音版の作成を支援し、社会福祉協議会の広報等朗読テープ配布事業を推進します。</p> <p>また、合理的配慮の観点からも障害特性を考慮した情報提供媒体の多様化を推進します。</p>
<p><b>③意思疎通支援の充実</b></p> <p>手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣事業を実施し、障害特性に応じたコミュニケーション支援を行います。</p> <p>また、点字器や人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置などの情報収集や情報伝達、意思疎通を支援する用具を給付します。</p>

### 2) 差別的扱いの禁止と合理的配慮

項目と内容
<p><b>①障害者差別解消法に基づく対応</b></p> <p>平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に伴い、障害者に対して「不当な差別的取扱いをしないこと」と「合理的配慮をすること」が求められています。</p> <p>本町では、町民に対して障害者差別解消の啓発を図るとともに、差別や不当な扱いを受けた障害者が適切な支援が受けられるよう、相談体制の充実を図ります。また、町職員を対象とした差別の解消を推進するための対応要領を策定し、合理的配慮を推進します。</p>
<p><b>②選挙における配慮</b></p> <p>各投票所における点字投票やスロープの設置などのバリアフリー化、代理投票や郵便等による不在者投票の周知・利用支援など、障害者の選挙における配慮を図ります。</p>
<p><b>③合理的配慮の提供等に関する啓発</b></p> <p>国及び県との連携のもと、地域における合理的配慮の提供や身近な差別の解消を促進するため、町民や企業等に対し、就労面などに関する差別的取扱い及び合理的配慮の事例の紹介、差別解消に関する啓発等を行います。</p>



第 5 章

プランの推進に向けて



## 1 周知・広報

本プランの趣旨は、障害の有無に関わらず、すべての町民がその人らしい暮らしを送ることができる地域社会の実現を町一丸となって目指すものです。

本プランが町民に開かれたものとなり、障害や障害者のことがさらに広く理解を得られるよう、障害者支援の趣旨や関連施策の内容について、町のホームページ、広報紙等を通じて速やかな周知を図ります。

## 2 推進体制

本町では、庁内関係各課、福祉・保健・医療の関係者等との連携を図るとともに、すべての町民や関係機関の理解や協力を得ながら、施策・事業の総合的な推進を図ります。

### (1) 町民の理解と参画の促進

町民の障害や障害者に対する理解を広く深めるとともに、福祉活動等への参加意識の高揚を図ります。さらに、プランの円滑な実施に向け、障害者本人及び家族と関係機関との連携強化を図り、地域で障害者を支える支援ネットワークづくりに取り組みます。

### (2) 庁内関係部局との連携

庁内関係部局との調整等、事業を円滑に推進するため、障害者福祉施策について全庁的な対応を図るとともに、健康福祉課内の連携をさらに強化し、施策の推進にあたります。

### (3) 関係機関との連携強化

障害者福祉施策の中には、専門的あるいは技術的に高度なことから、町単独で行うことが困難な事業も少なくないため、広域的な立場からの施設の適正配置の調整や広域的連携の調整、モデル的事業の実施などに取り組むべく、国や県等の関係機関との連携を強化するとともに、町に対する助言・指導を受けながら事業等の推進を図ります。

### 3 進行管理

#### (1) 施策・事業の点検と改善

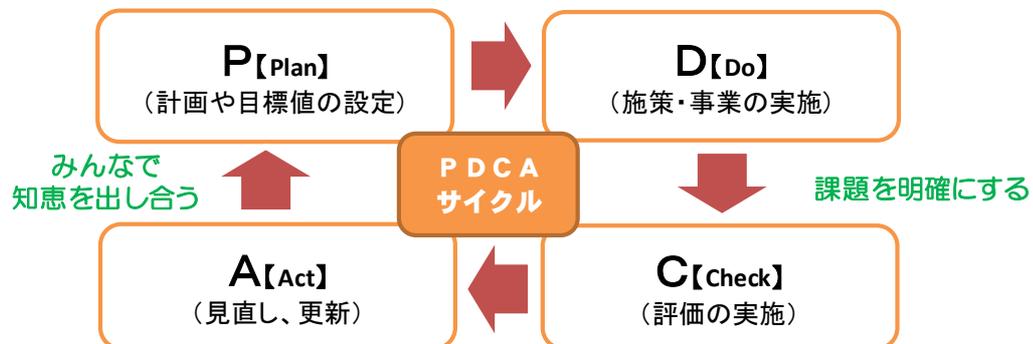
計画期間中は、健康福祉課が中心となり、障害者自立支援協議会をはじめ各種団体・関係機関及び庁内関係各課などと連携して施策・事業の実施状況を点検するとともに、事業の内容や実施方法等について改善に努めます。また、改善策の具現化に向けては、必要に応じて障害者自立支援協議会や関係機関との間で協議を行います。

#### (2) プランの評価と見直し

本プランは、平成28年度を初年度とする5か年の計画であることから、最終年度である平成32年度には総括的な最終評価を行います。評価は、設定した成果指標をはじめ、利用実績などを用いて実施するとともに、障害者関係団体との意見交換や調査等を通じた施策・事業の有効性についての検証・見直し作業を行い、次期プランの策定へとつなげていきます。

計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）のサイクル（PDCAサイクル）を確立させることも、本計画における目標の1つです。

##### ■進行管理のPDCAサイクルのイメージ



なお、5年間の計画期間中に、本町や障害者を取り巻く社会経済環境の変化が、障害者のニーズなどに影響を与え、障害福祉をめぐる行政需要も大きく変わるなどの事態が発生した場合には、効果的に障害者福祉行政を推進するため、国や県の動向を見極めながら、必要に応じて中間での見直しを行うものとしします。

# 資 料 編



# 1 高根沢町障害者自立支援協議会設置要綱

平成 20 年 6 月 30 日告示第 84 号

改正 平成 25 年 3 月 28 日告示第 35 号

改正 平成 26 年 2 月 14 日告示第 46 号

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項の規定に基づく地域生活支援事業として、本町における相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に係るシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場として高根沢町障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 相談支援体制に関する事。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する事。
- (3) 地域の関係機関等のネットワークに関する事。
- (4) 地域の社会資源の活用に関する事。
- (5) 障害者の権利擁護等に関する事。
- (6) 障害者福祉計画の策定、推進等に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、16 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱又は任命する。

- (1) 民生委員
- (2) 相談支援事業者
- (3) 障害福祉サービス事業者
- (4) 保健・医療・福祉関係機関
- (5) 教育・雇用関係機関
- (6) 障害者関係団体
- (7) 関係行政機関
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(実務者会議)

第7条 協議会に、会議に付議すべき事項及び事例等の調査研究及び検討を行うため、実務者会議を置く。

2 実務者会議は、協議会を組織する関係機関等において実務に従事する者の中から事例等に応じて会長が委嘱する者（以下「実務者会議の構成員」という。）をもって組織する。

3 実務者会議の構成員の任期は、会長から付託された事項及び事例等の調査研究及び検討を終了し、その結果を会長に報告するまでとする。

4 実務者会議にリーダーを置き、健康福祉課長の職にある者をもって充てる。

5 リーダーは、実務者会議を代表し、会務を総理する。

6 リーダーに事故あるとき又はリーダーが欠けたときは、リーダーがあらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 実務者会議は、リーダーが招集し、その議長となる。

8 リーダーは、過半数の実務者会議の構成員が出席しなければ、実務者会議を開くことができない。

9 実務者会議は、必要と認めたときは、実務者会議の構成員以外の者に実務者会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員及び実務者会議の構成員は、協議会及び実務者会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

制定文 抄

公布の日から適用する。

附 則（平成25年告示第35号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第46号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 2 高根沢町障害者自立支援協議会委員名簿

平成 28 年 3 月 1 日現在

役職	氏 名	所 属
会長	大 野 稔	町民生児童委員協議会
副会長	古 口 保	社会福祉法人恵友会
委員	板 橋 秀 男	町民生児童委員協議会障がい福祉部会
委員	笹 崎 明 久	NPO 法人とちぎ障害者労働自立センターゆめ
委員	佐 々 木 勉	NPO 法人とちの木地域障害者館
委員	菅 野 安 子	NPO 法人グループたすけあいエプロン
委員	瀧 澤 正 子	医療法人誠之会氏家病院
委員	矢 口 雅 章	町社会福祉協議会事務局
委員	阿久津 径 行	町教育委員会事務局こどもみらい課
委員	土 谷 公 子	ハローワーク宇都宮専門援助部門
委員	高根沢 由 行	町身体障害者福祉会

### 3 高根沢町障害福祉計画 第4期計画（平成 27～29 年度）

#### 第1章 平成 29 年度の目標値

本町の実情に応じて、障害者支援施設の入所者の地域生活への移行、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、国の基本指針に即して、平成 29 年度における目標値を設定します。

##### 1 障害者支援施設の入所者の地域生活への移行

地域における居住の場としてのグループホーム等の充実を図るとともに、相談支援事業を活用し、障害者支援施設から地域生活への移行を進めます。

【表 1】障害者支援施設の入所者の地域生活への移行に関する目標値

項 目	数 値	備 考
平成 25 年度末時点の入所者 (A)	30 人	平成 26 年 3 月 31 日現在
平成 29 年度入所者 (B)	28 人	平成 29 年度末見込数
【目標値】 削減見込 (A-B)	2 人	(A) の約 6%
【目標値】 地域生活移行数	4 人	(A) の約 13%

##### 2 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針では、平成 29 年度末までに障害保健福祉圏域ごとに 1 つ以上の地域生活支援拠点の体制を整備することを成果目標としています。そのため、栃木県及び他市町と連携を図り、利用者ニーズや事業所等の意向を踏まえたうえで、整備の在り方を検討していきます。

### 3 福祉施設の利用者の一般就労への移行

就労移行支援事業等を通じて、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

【表2】福祉施設から一般就労への移行に関する目標値

項目	数値	考え方
平成24年度の年間一般就労移行者数	1人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 平成29年度の年間一般就労移行者数	3人	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

## 第2章 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

平成29年度までの各年度の障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量を次のとおり設定します。

【表3】訪問系サービスの見込量／月

		H25実績	H27	H28	H29
居宅介護	時間	387	480	510	540
重度訪問介護					
同行援護	人	17	21	22	23
行動援護					
重度障害者等包括支援					

【表4】日中活動系サービスの見込量／月

		H25実績	H27	H28	H29
日中活動系全体					
生活介護	人日	1,002	1,240	1,280	1,320
	人	52	62	64	66
自立訓練（機能訓練）	人日	0	30	30	30
	人	0	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日	68	100	120	140
	人	3	4	5	6
就労移行支援	人日	190	260	290	320
	人	13	15	18	21
就労継続支援（A型）	人日	126	300	350	400
	人	6	20	22	24
就労継続支援（B型）	人日	689	960	1,000	1,040
	人	39	54	56	58
療養介護	人	1	1	1	1
短期入所	人日	54	54	57	60
	人	6	10	11	12

【表 5】 居住系サービスの見込量／月

		H25 実績	H27	H28	H29
共同生活援助	人	22	24	27	30
施設入所支援	人	30	30	29	28

※共同生活援助の H25 実績は、共同生活介護と共同生活援助の合計

【表 6】 相談支援サービスの見込量／月

		H25 実績	H27	H28	H29
計画相談支援	人	1	23	25	27
地域移行支援	人	0	3	4	5
地域定着支援	人	0	3	4	5

【表 7】 児童福祉法に基づくサービスの見込量／月

		H25 実績	H27	H28	H29
障害児通所支援					
児童発達支援	人日	32	60	75	90
	人	5	8	10	12
医療型児童発達支援	人日	2	8	8	8
	人	1	1	1	1
放課後等デイサービス	人日	12	30	40	50
	人	1	3	4	5
保育所等訪問支援	人日	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
障害児相談支援	人	0	2	3	4

### 第3章 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により、地域生活支援事業を実施します。

必須事業に加えて本町で実施する任意事業は、「日中一時支援事業」と平成27年度から「訪問入浴サービス事業」を新たに実施します。

また、各年度の見込量を確保するため、サービス提供事業者等との連携を通して、より効率的なサービス提供体制の整備を図ります。

#### 1 相談支援事業

障害者の福祉に関する各般の問題につき、障害者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供と助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。

【表8】障害者相談支援事業の実施個所の見込量/年

		H25実績	H27	H28	H29
障害者相談支援事業	箇所	2	2	2	2

#### 2 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者や精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援します。

【表9】成年後見制度利用支援事業の利用人数の見込量/年

		H25実績	H27	H28	H29
成年後見制度利用支援事業	人	0	1	1	1

#### 3 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者とその他の者の意思疎通を支援します。

【表10】意思疎通支援事業の利用人数の見込量/年

		H25実績	H27	H28	H29
手話通訳者派遣事業	人	4	4	4	4
要約筆記者派遣事業	人	0	1	1	1

#### 4 日常生活用具給付等事業

障害者に対し、日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付、貸与すること等により支援します。

【表 11】日常生活用具の給付件数の見込量／年

		H25 実績	H27	H28	H29
介護・訓練支援用具	件	1	3	4	5
自立生活支援用具	件	2	5	5	5
在宅療養等支援用具	件	3	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件	4	5	5	5
排泄管理支援用具	件	504	520	540	560
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	0	1	1	1

#### 5 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者について、社会生活上必要不可欠な外出と余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

【表 12】移動支援事業の利用人数の見込量／年

		H25 実績	H27	H28	H29
移動支援事業	人	17	18	19	20
	時間	624	750	775	800

#### 6 地域生活支援センター事業

障害者を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援します。

【表 13】地域活動支援センターの利用人数の見込量／年

		H25 実績	H27	H28	H29
地域活動支援センター支援事業	人	2	2	2	2

## 7 日中一時支援事業

障害者の日中における活動の場を確保し、障害者の家族の就労支援や障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。

【表 14】日中一時支援事業の利用人数の見込量／年

		H25 実績	H27	H28	H29
日中一時支援事業	人	35	38	39	40
	回数	1,717	1,900	1,950	2,000

## 8 訪問入浴サービス事業

重度身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、地域における重度身体障害者の生活を支援します。

【表 15】訪問入浴サービス事業の利用人数の見込量／年

		H25 実績	H27	H28	H29
訪問入浴サービス事業	人	—	2	2	3
	回数	—	64	64	96

## 4 町内の事業所

平成 28 年 3 月 1 日現在

## (1) 町内の障害者相談支援事業所

事業所名	所在地	電話番号 FAX 番号	実施事業区分				運営主体
			委託	指定 一般	指定 特定	指定 障害児	
高根沢町障害児者生活 支援センターすまいる	大字石末 1825 (福祉センター内)	612-2751 612-2751	○		○	○	(特非)とちぎ障害者労働自立センターゆめ
障害者相談支援センター いぶき	大字桑窪 2266-2	678-3502 676-3501	○	○	○	○	(福)恵友会
とちの木地域障害者館 フループ	大字文挾 651	676-2658 676-2658			○		(特非)とちの木地域障害者館

委託相談支援事業…町との委託契約に基づき、障害者やその家族等からの相談に応じ必要な支援を行います。

指定一般相談支援事業…地域移行支援・地域定着支援等を提供するサービスです。

指定特定相談支援事業…「サービス等利用計画」等を作成する計画相談支援を提供するサービスです。

指定障害児相談支援事業…「障害児支援利用計画」等を作成する障害児相談支援を提供するサービスです。

## (2) 町内の障害福祉サービス事業所

## ①訪問系サービス

事業所名	所在地	電話番号	サービス内容	運営主体
グループたすけあい エプロン	大字花岡 1503-3	676-1100	居宅介護 (ホームヘルプ) 同行援護	(特非)グループたすけあいエプロン
ヘルパーステーション フローラ	大字上柏崎 551-1	680-3555	居宅介護 (ホームヘルプ)	(福)光誠会

## ②日中活動系サービス

事業所名	所在地	電話番号	サービス内容	運営主体
いぶき	大字桑窪 2266-2	676-3500	生活介護 就労移行支援 就労継続支援B型	(福)恵友会
フループ	大字文挾 651	676-2658	就労継続支援B型	(特非)とちの木地域障害者館
抛り所えん	宝石台 1-1-14	675-7771	就労継続支援B型	(特非)とちぎ障害者労働自立センターゆめ
あさひ	大字文挾 371-6	688-7630	就労継続支援B型	(福)恵友会

## ③共同生活援助 (グループホーム)

住居名	住所	主たる対象者			設置者	運営主体 電話番号
		知的	精神	身体		
グループホームほのか	大字伏久	○			(福)恵友会	676-3500
グループホームなごみ	大字平田	○				
グループホームあかり	大字平田	○				

## 5 地域生活支援事業の委託事業所

平成 28 年 3 月 1 日現在

事業所名	所在地	電話番号	契約内容					運営主体
			移動 支援	手話 通訳	要約 筆記	日中 一時	医療 ケア	
グループたすけあいエプロン	大字花岡 1503-3	676-1100	○					(特非)グループたすけあいエプロン
いぶき	大字桑窪 2266-2	676-3500				○		(福)恵友会
抛り所えん	宝石台 1-1-14	675-7771				○		(特非)とちぎ障害者労働自立センターゆめ
訪問入浴介護さわやか	大字宝積寺 2444-1	675-0263					○	(株)ジェイビー
桜花	さくら市氏家 1799-1	681-6720				○		(福)恵友会
桜ふれあいの郷	さくら市鍛冶ヶ沢 157-6	682-6611	○			○		(福)とちぎ健康福祉協会
清風園	さくら市押上 1714	682-3131				○		(福)とちぎ健康福祉協会
たかはら学園 たかはら育成園	矢板市越畑 226	0287-48-0304				○		(福)たかはら学園
とちぎ視聴覚障害者情報センター	宇都宮市若草 1-10-6	621-6208			○			(福)栃木県社会福祉協議会
ひばり	宇都宮市竹林町 435-159	670-0330				○		(福)晃丘会
すぎの芽学園	宇都宮市板戸町 3650	667-8091				○		(福)すぎの芽会
訪問介護事業所サニーハート	宇都宮市東宝木町 8-15	621-3973	○			○		(株)サニーハート
ヘルパーステーション絆	宇都宮市御幸ヶ原町 119-33 小川コーポ	680-5297	○					(株)ヘルプマン
日中一時支援絆					○			
ケア・サファイア	宇都宮市中戸祭 1-9-25	615-7688	○					(株)サファイア
国立病院機構宇都宮病院	宇都宮市下岡本町 2160	673-2111					○	(独)国立病院機構宇都宮病院
うりずん	宇都宮市新里町丙 357-14	601-7733					○	(特)うりずん
大和久学園	那須烏山市南大和久 956-2	0287-88-2911	○			○		(福)大和久福祉会
那須共育学園	大田原市小滝上ノ山 17-18	0287-24-2620	○					(福)あいのかわ福祉会
つばさ	大田原市親園 824-1	0287-53-7393	○					(一社)つばさ
在宅介護支援センター藍	大田原市小滝上ノ山 17-22	0287-20-5252	○					(福)同愛会
栃木県北地区手話通訳派遣協会	那須塩原市上厚崎 431-17	0287-73-4422		○				(特非)栃木県北地区手話通訳派遣協会
より道	日光市大沢町 23	0288-23-8211	○					(特非)より道
ホームヘルプセンターみさと	益子町大沢 2800-1	0285-72-8283	○					(福)益子のぞみの里福祉会
光輝舎	益子町北中 1113-1	0285-70-2020	○			○		(福)同愛会

---

## 第3期高根沢町障害者元気プラン

～人にやさしいまちづくりから人がやさしいまちづくりへ～

平成28年3月

---

発行 栃木県 高根沢町

編集 高根沢町 健康福祉課

〒329-1292

栃木県塩谷郡高根沢町大字石末 2053

TEL 028-675-8105 FAX 028-675-8988

---



TAKANEZAWA  
くらし 高まる たかねざわ